

資料 2

平成 2 9 年 1 0 月
保健福祉局地域福祉課

支え合いのまち千葉 推進計画(平成30～32年度)

～ 第4期千葉市地域福祉計画 ～

(原案)

支え合いのまち千葉 推進計画(平成30～32年度) 目次

～ 第4期千葉市地域福祉計画～

第1章 支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)とは

1	支え合いのまち千葉 推進計画の策定について	1
2	支え合いのまち千葉 推進計画の位置付け	3
3	他計画との関係	3
4	第4期地域福祉計画における「地域包括ケアシステム」	6

第2章 地域福祉の現状と経緯

1	千葉市を取り巻く環境	7
2	これまでの取組みと今後の課題	11
3	地域福祉の推進の方向性	14

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)の概要

1	計画の基本的な考え方	17
2	計画のポイント	17
3	施策の体系	18
4	計画期間	19
5	計画策定の経過	19

第4章 先駆的な取組事例【概要】

1	中央区「松ヶ丘地区地域活動拠点」	20
2	花見川区「こども食堂」～犢橋地区～	20
3	稲毛区「子育てフォーラム」～稲毛区全域～	20
4	若葉区「社協加曽利地区部会」	21
5	緑区「大椎台買い物支援サービス」	21
6	美浜区「カフェさいわい」～幸町～	21

第5章 地域の実践(共助の実践)

1	区支え合いのまち推進計画(第4期区地域福祉計画)について	22
2	計画期間	22
3	区支え合いのまち推進計画のポイント	23
●	中央区支え合いのまち推進計画	25
●	花見川区支え合いのまち推進計画	34
●	稲毛区支え合いのまち推進計画	38
●	若葉区支え合いのまち推進計画	44
●	緑区支え合いのまち推進計画	51
●	美浜区支え合いのまち推進計画	57

第6章 市の取組(公助の実践)

1	基本理念「ともに支えあう地域福祉社会を創る」	64
2	3つの施策の方向性	64
3	重点施策：コミュニティソーシャルワーク機能の強化	66
4	施策の展開	68

第7章 地域の実践と市及び社会福祉協議会の施策

例) 取組テーマ ⑤	見守り体制の構築	99
------------	----------	----

第8章 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制	100
2	計画の推進状況の検証	101

資料編

資料編目次	103
-------	-----

第1章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）とは

1 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定について

（1） 計画策定の趣旨・目的

近年、少子超高齢化の急速な進行や人口減少地域の発生、核家族化・都市化の進展など社会状況が大きく変化する中で、地域においては、個人のライフスタイルや価値観の多様化、プライバシーへの配慮などから、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や人々の結びつきの希薄化が進んでいる状況にあります。

そのため、市民生活に関するニーズは増加するとともに複雑化・多様化してきており、公的サービスだけでは対応することが難しい新たな生活課題も増加しています。

このようなことから、行政にはこれまで以上に、よりきめ細かな公的サービスの提供が求められますが、それだけでは生活課題の解決を図ることが難しい状況もあり、地域においても地域住民、地域の様々な団体・組織、行政が適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

本市では、平成18～22年度を計画期間とする「花の都・ちば ささえあいプラン（第1期千葉市地域福祉計画）」、平成23～26年度を計画期間とする「第2期千葉市地域福祉計画」、平成27～29年度を計画期間とする「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）」を策定し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、市民や団体等と行政が連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりに取り組んできました。

このたび、地域における社会情勢の変化やこれまでの地域福祉の取り組み状況、第3期までの計画推進の成果と課題などを踏まえ、本市の地域福祉の取り組みがさらに発展し推進するため、「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）」を策定しました。

（2） 計画策定に必要な視点

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域の生活課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いの地域社会をつくることです。

特に、現代社会において増加し、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するためには、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を生かした役割を果たしながら、生活課題の解決に向けて努力していく必要があります。

そのため、「自助・共助・公助」が相互に連携し補完し合うことは、地域福祉の推進のために大切な視点です。

○ **自助とは**

市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のことです。

○ **共助とは**

自助では対応できない地域生活課題について、地域住民や地域の団体・組織が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のことです。

○ **公助とは**

自助・共助では対応できない地域生活課題について、行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付などの事業・施策のことです。

【本書における用語の定義】

★地域住民…住民のみ

★地域住民等…社協地区部会、社会福祉事業者を含む

「地域住民及び社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」（社会福祉法より抜粋）

★生活課題…個別（個人）の課題

★地域生活課題…地域全体の課題

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」（社会福祉法より抜粋）

2 「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期地域福祉計画）」の位置付け

「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期地域福祉計画）」は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。

なお、地域包括ケアシステムの強化のため、社会福祉法も改正されています（平成30年4月1日施行）。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
 - （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - （5）前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 他計画との関係

（1）市の個別計画との関係

本市では、「千葉市基本構想」において、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を、市政運営の指針として掲げています。

また、「千葉市基本構想」で定めた基本目標等を実現するため、「千葉市新基本計画（平成24～33年度）」を策定し、少子超高齢化や人口の減少など、社会構造の大きな転換期において10年後、20年後を見据え、本市の未来を豊かにするための基本方針や今後の施策展開の方向性などを示すとともに、「千葉市新基本計画」を具体的かつ計画的に推進するため「第3次実施計画（平成30～32年度）」を策定し、「千葉市新基本計画」の施策体系に合わせた具体的な取組みを示しています。

このような中で「支え合いのまち千葉 推進計画」は、「千葉市新基本計画」及び「第3次実施計画」を上位計画とし、保健・医療・福祉だけではなく、防災・生涯学習・まちづくり等の分野における個別計画等に関する共助の取組を地域福祉という共通の視点で整理することにより、さらなる地域社会の課題解決へ向けた体制づくりを進めるための基盤となる計画です。

（2）千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

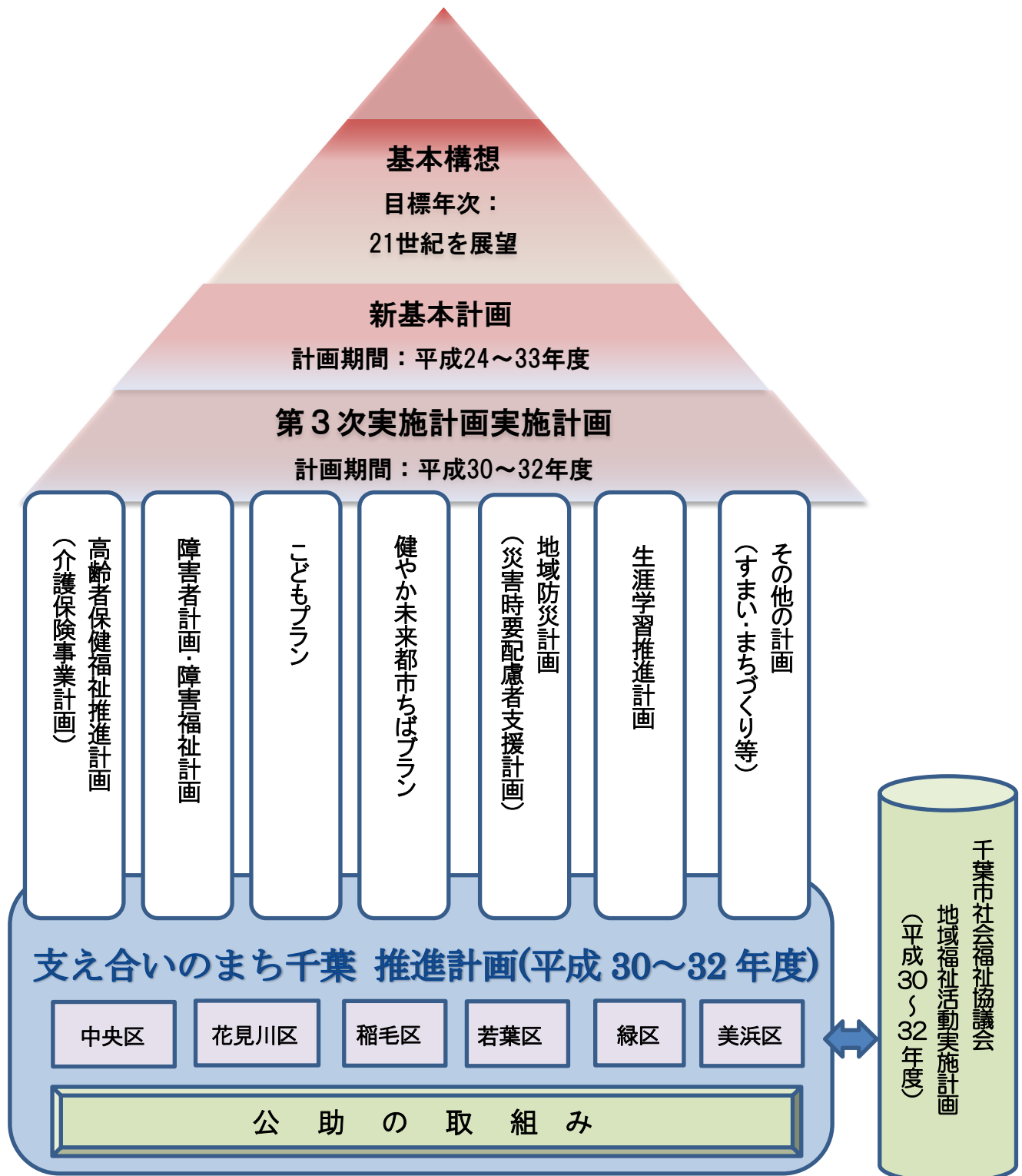
千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、基本理念「共に手を携える福祉社会の実現」に向けて、基本目標と施策の方向を定めた「第2期地域福祉活動基本計画（平成23～32年度）」と、その具体的施策を定めた「第3次地域福祉活動実施計画（平成30～32年度）」を策定しています。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉活動の様々な担い手が相互に協力して取り組む民間の行動計画です。

本計画と同様に、地域住民の参加を得て地域福祉の推進を目的に策定されていることから、両計画は互いに補完・連携し一体的な推進を図っていく必要があります。

なお、本計画第7章においては、区支え合いのまち推進計画（第4期区計画）に定められた地域の取組みに対し、市社協が実施する支援策が掲載されています。

【「支え合いのまち千葉 推進計画」と他計画の関係（イメージ）】



4 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期地域福祉計画）における ～地域包括ケアシステム～

第3期地域福祉計画においては、高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）（以下「高齢者計画」といいます。）と連携した「地域包括ケアシステムの構築・強化」を念頭に、地域で高齢者を支える仕組みづくりを行ってきました。

[※第7期高齢者計画の構成案を踏まえた内容を、今後追記します。（現在検討中）]

高齢者福祉分野では、地域住民、NPO、民間企業等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備し、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる「総合事業」の取組が始まっています。

また、第4期地域福祉計画においては、『地域共生社会』の実現を基本コンセプトとして改革を進めるという厚生労働省の指針を受け、これまで主に高齢者を対象としてきた「地域包括ケアシステム」の理念をさらに広く行き渡らせ、障害者やこどもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民等による支え合いと公的支援が連動し、地域を「我が事」として「丸ごと」で支える包括的な支援体制を構築することを目指します。

なお、「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を目指すものです。

（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」平成29年2月7日）

- ※ 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）：老人福祉法及び介護保険法に基づき、本市の高齢者福祉施策や介護保険制度の運用等に関して定めた総合的な計画
- ※ 地域包括ケアシステム：高齢者に対する医療・介護・住まい・生活支援・介護予防のサービスが身近な地域で包括的・一体的に提供される仕組み

第2章 地域福祉の現状と経緯

1 千葉市を取り巻く環境

[※データ等は、最新のものを記載します。]

(1) 少子超高齢化の進展と人口減少社会の到来

- ① 総人口と高齢者及びこどもの数の推移
- ② 世帯の家族類型の変化
- ③ ひとり暮らし高齢者数の増加

(2) 要支援者の状況

- ① 要支援・要介護認定者の状況
- ② 認知症高齢者の状況
- ③ 障害者の状況
- ④ 生活保護の状況

(3) 地域福祉を支える活動者の状況

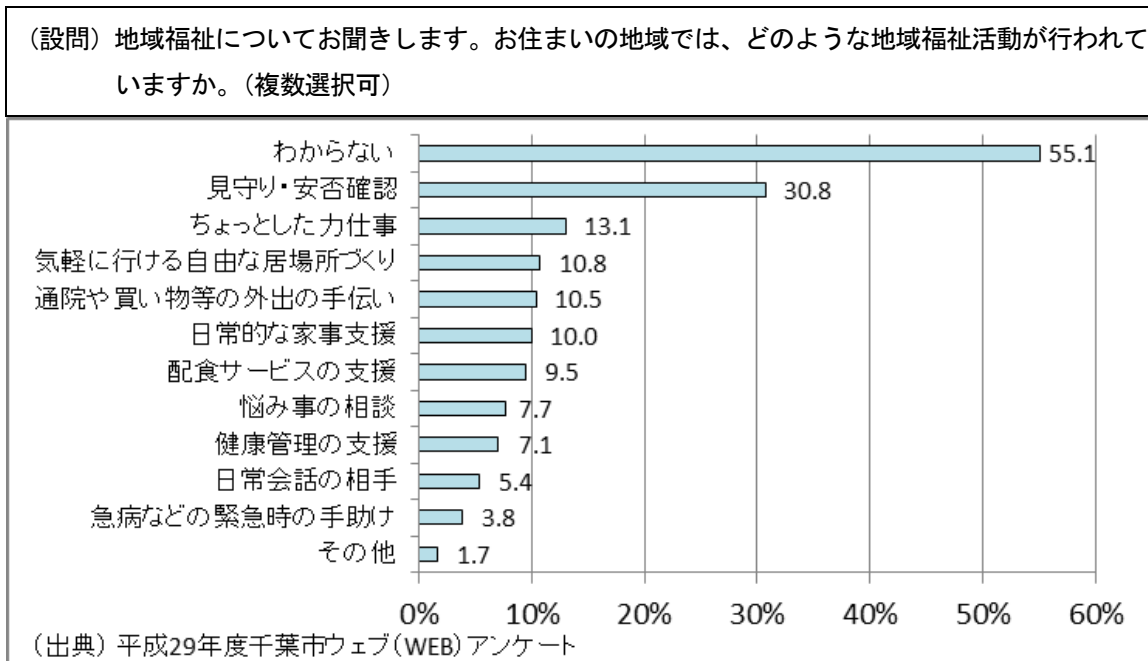
- ① 町内自治会の団体数と加入率の推移
- ② 民生委員・児童委員の活動状況
- ③ 千葉市社会福祉協議会の会員加人口数と社協地区部会の団体数の推移
- ④ ボランティアの登録者数

(4) 市民意識

①地域福祉活動の認知状況

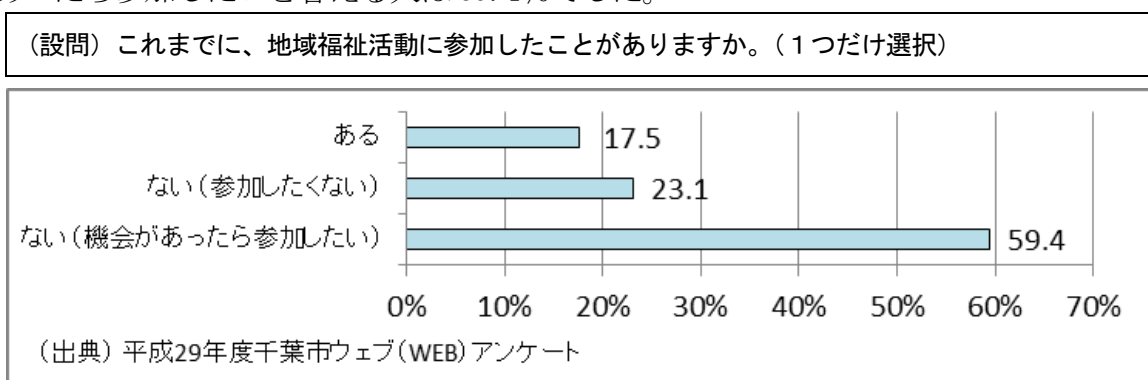
地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人が最も多く、割合は55.1%でした。

活動ごとの認知度では、最も高い「見守り・安否確認」が30.8%、次いで「ちょっとした力仕事」が13.1%、「気軽に行ける自由な居場所づくり」が10.8%であり、全体的には低い数値となっています。



②地域福祉活動の参加状況

地域福祉活動に参加したことがある人は全体の17.5%にとどまるものの、今後、機会があったら参加したいと答える人は59.4%でした。

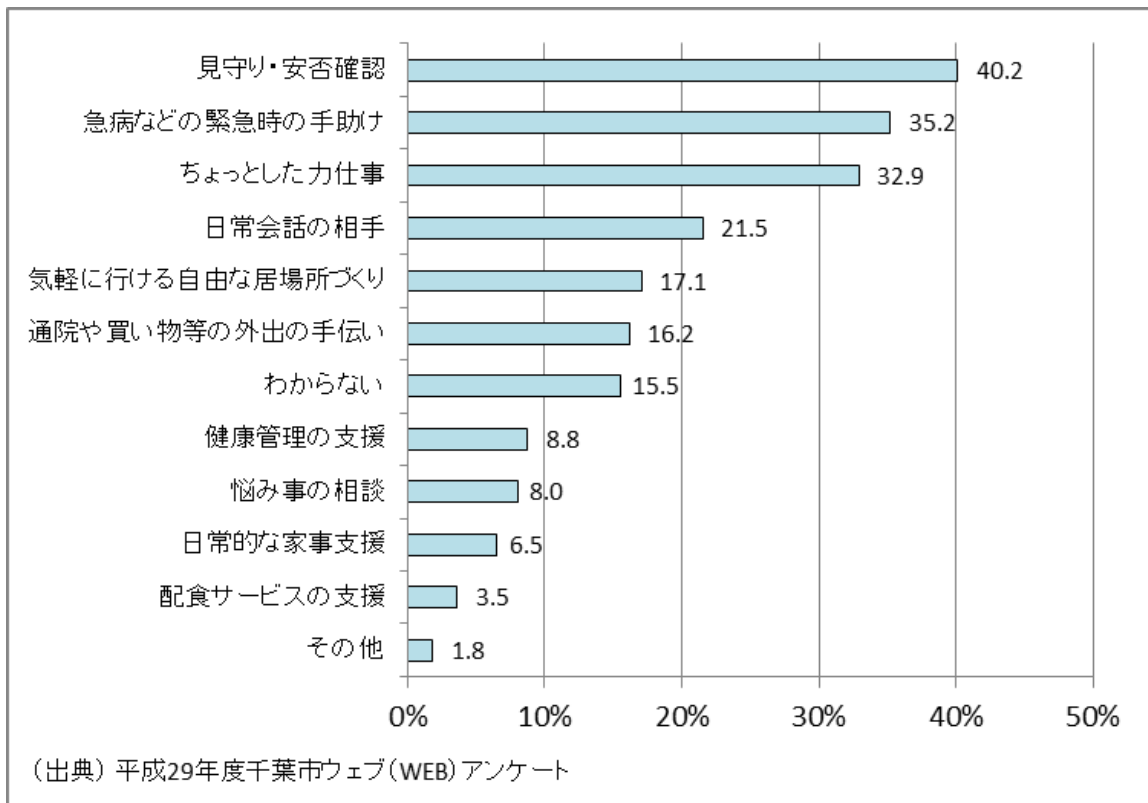


③地域福祉活動の参加意向

参加したい地域福祉活動は、割合の高い順に「見守り・安否確認（40.2%）」、「救急時の手助け（35.2%）」、「ちょっとした手助け（32.9%）」でした。

「①地域福祉活動の認知状況」と比較してみても、「見守り・安否確認」は、比較的関心の高い活動であることがわかります。

（設問）参加したい地域福祉活動は何ですか。（3つまで選択）



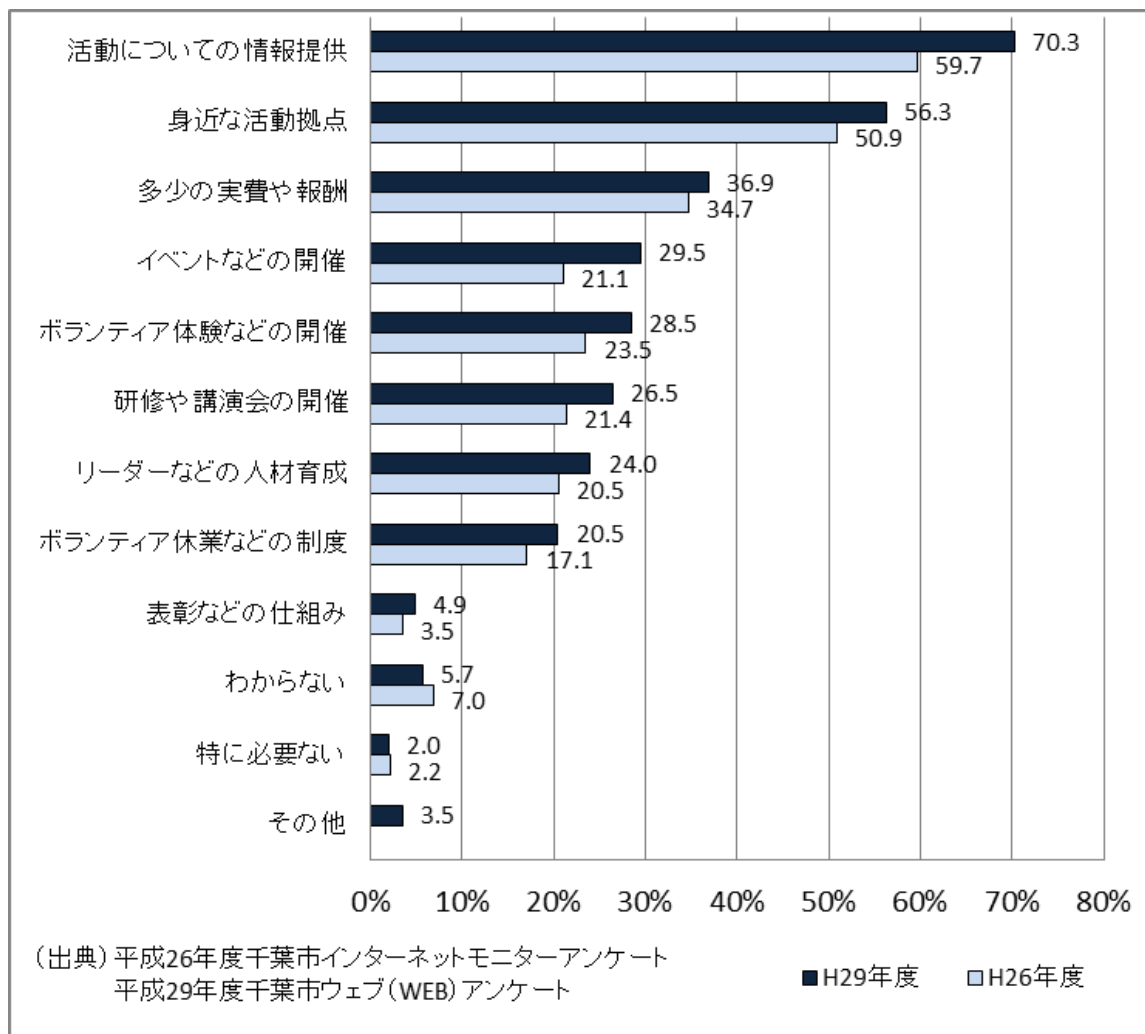
千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター
「ハーティちゃん」

④地域福祉活動の要件

地域福祉活動に必要なと考えられているのは、割合の高い順に「活動についての情報提供（70.3%）」、「身近な活動拠点（56.3%）」、「多少の実費や報酬（36.9%）」でした。

また、平成26年度と比べると、全ての項目において必要性を感じる人の割合が高まっています（「わからない」「特に必要ない」「その他」は除きます）。

（設問）市民が地域福祉活動を行うためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数選択可）



千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター
「ハーティちゃん」

2 これまでの取組みと今後の課題

(1) 地域における主な活動主体とその役割

地域においては、様々な個人や団体が多様な活動に取り組んでおり、地域の課題の発見、支え合いの仕組みづくり、専門機関へのつなぎなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

- ① 社会福祉協議会地区部会
- ② 町内自治会
- ③ 地域運営委員会
- ④ 青少年育成委員会
- ⑤ 子ども会
- ⑥ 老人クラブ
- ⑦ 赤十字奉仕団
- ⑧ 民生委員・児童委員
- ⑨ 保護司
- ⑩ NPO
- ⑪ ボランティア
- ⑫ シニアリーダー
- ⑬ 社会福祉事業者（地域公益事業の記述を追加）
- ⑭ 公民館
- ⑮ 社協コミュニティソーシャルワーカー
- ⑯ 生活支援コーディネーター
- ⑰ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）
- ⑱ 生活自立・仕事相談センター
- ⑲ 千葉市社会福祉協議会

[※ それぞれ説明を入れて作成します。]

(2) 第3期各区計画【共助の取組み】（平成27～29年度）の推進状況と今後の課題

本市では、地域の課題を解決するために、地域住民等による共助の方策や具体的な取組みを定めた区計画を策定し、その推進に努めてきました。

第3期計画においては、社協地区部会を中心とした地域住民等が、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで3年間で注力して取り組む活動を考え、区計画全体の取組み項目の中から、その地区部会エリアの「重点取組項目」を設定し、社協地区部会が、地域（地区部会エリア）の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内の取組みを推進しています。

第3期までの区計画の取組みの推進状況と今後の課題については、区支え合いのまち推進協議会が中心となり検証し、年度ごとにとりまとめた結果について、区支え合いのまち推進協議会が、市社協地区部会から随時、地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証しています。

また、市が年度ごとに、各区支え合いのまち推進協議会で取りまとめられた区計画の推進状況を、地域福祉専門分科会へ報告しておりますが、今後の課題については、各区ごとに共通して、担い手の問題と町内自治会と地区部会との連携、拠点等の確保が継続した課題となっていることが述べられております。

これらの課題については、第4期においても引続き継続して取組んでいくこととなります。

(3) 第3期【公助の取組み】（平成27～29年度）の推進状況と今後の課題

① 計画に定める市の事業・施策の実施状況

第3期千葉市地域福祉計画では、7つの施策の方向性を具体化するため、18の取組項目ごとに、合計136の市の事業・施策について、その実施状況について年度ごとに千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において評価確認を行っています。

平成29年度第1回の分科会において、計画中間年度である平成28年度及び計画初年度であるその前年度との比較について、下記のとおり報告をしております。

評価	評価基準	項目数	割合
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	3	2%
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割～10割）達成できた場合	112	82%
B	年度目標にしている業務量の一部（5割～7割）を達成できた場合	20	15%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（4割以下）場合	1	1%

市の取組みに位置付けた136の事業・施策の実施状況については、S評価（3項目）とA評価（112項目）を合わせて、全体（136項目）の84%を占めます。

平成28年度評価	項目数	割合
前年度の評価を上回った	15	11%
前年度の評価と同じだった	112	82%
前年度の評価を下回った	9	7%

また、前年度の評価を上回った項目の数（15項目）が、下回った項目の数（9項目）を上回っており、市の取組みは概ね推進されています。

なお、C評価とした事業・施策が1項目ありましたが、事業目標の達成に向けて着手しており、今後も引き続き対応していきます。

② 成果と今後の課題

支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）に位置付けられた施策については、概ね計画どおり推進されています。また、アンケート調査等でも示されたように、地域福祉に対する市民意識の高まりや地域の活動は一定の広がりを見せています。一方、共助の取組み（第3期各区計画）の推進に関する今後の課題として、活動の担い手の不足や高齢化・固定化、地域団体間の連携などが挙げられています。

そのため、今後も進行が想定される少子超高齢化などの社会情勢の変化を見据えたうえで、地域福祉活動の担い手の拡大やより多くの市民・団体を巻き込んだ協力・連携体制の強化などが求められます。

このことを踏まえ、今後は以下の課題に留意して、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。

ア 地域福祉に対する市民の理解や行動については、さらなる拡充・促進を図っていく必要があると考えられる一方、地域福祉活動の担い手が増えず、地域福祉活動の維持・拡大が思うようにならないとの声が上がっていることから、地域福祉の意義や理念の基礎となる「自助・共助」の考え方や、その必要性・重要性を周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。

イ 社会福祉協議会地区部会とその構成団体である町内自治会、民生委員・児童委員協議会等さらには地域運営委員会との関係は、地域ごとに背景となる経緯が異なっています。その結果、関係団体間の情報共有・討議・意思決定・取組の実行等の地域生活課題の解決プロセスのあり方も、地域ごとに異なっています。したがって、地域生活課題の解決プロセスの地域ごとのあり方について、関係団体間での意見交換及び調整が行われることが好ましいと考えられる場合があります。

ウ 市の施策（公助の取組み）と地域の取組み（共助の取組み）の関係について、これまで以上に、地域の取組み（共助の取組み）に対する支援を意識した市の施策（公助の取組み）を実施するとともに、地域の取組み（共助の取組み）が拡充・進展していくための仕組みをつくる必要があります。

エ 地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童、健康づくり等の保健福祉分野の計画を地域福祉の視点で整理するとともに、教育、防災、まちづくりなどの他の生活関連分野の施策と連携を図りながら推進していく計画のため、庁内の関係部署や他の個別計画との連携が重要です。

特に高齢者分野においては、平成29年度に介護保険法等が改正されたことに伴い、地域福祉施策の重要性が今後より一層高まると考えられるため、地域包括ケアの推進も視野に入れながら、高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）との連携にいつそう留意する必要があります。

オ 千葉市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的として組織された民間団体であることから、地域福祉推進の最大の協力者として、市はその活動を支援するとともに、同会が策定した「第3次地域福祉活動実施計画」と十分に連携を図り、本市の地域福祉を推進していくことが必要です。

3 地域福祉の推進の方向性

（1）「地域共生社会」と「ともに支えあう地域福祉社会」

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を目指すものです（厚生労働省『地域力強化検討会』最終とりまとめ 平成29年9月12日）。厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして今後の改革を進めていくこととしています。

本計画において従来から目指してきた「ともに支えあう地域福祉社会」と「地域共生社会」の概念とは実質的には同一のものであるため、これまで実践してきた取組を持続し、更なる実践が生まれやすい環境を創り、促していきます。

（2）多機関の協働による相談支援体制の包括化

昨今、介護と育児に同時に直面する世帯や、障害のある子と要介護状態の親の世帯など、複合的かつ多様な生活課題を抱えている方に必要な支援がつかない状況が浮き彫りとなっています。

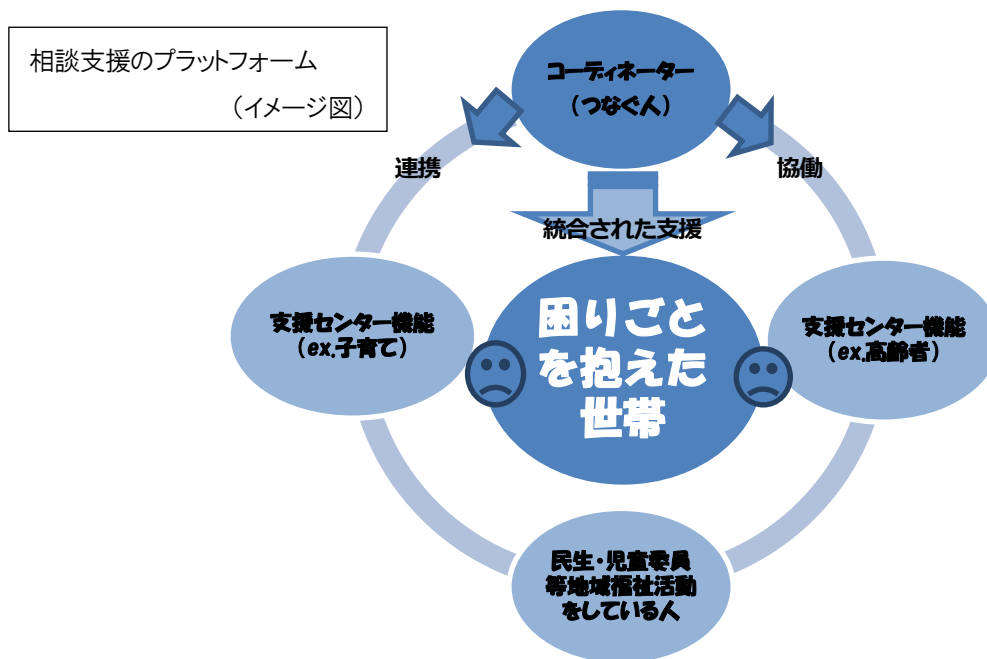
その方が支援につながったとしても、これまで個別の福祉分野内で整備されてきた相談支援体制では世帯全体への支援が不十分であったり、世帯が抱える生活課題が縦割りの制度の狭間にあるため解決策がないままの状態であったりと、必要な支援が必ずしも常に展開されているとはいえない状況があります。

そのため、各分野がそれぞれ整備してきた支援機関は存続して十分に機能しながら、単独の専門機関では解決できないような複合的な課題を「丸ごと」受け止める相談支援体制を構築することが求められています。

そして、地域に潜在する支援を要する方を積極的に発見し、必要な支援を展開していくためには、専門家によるアウトリーチを踏まえた個別相談支援体制の一層の強化が必要です。

なお、生活困窮者自立支援制度では、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応できる体制づくりを進めています。生活困窮者の中には、地域とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない方も多いことから、アウトリーチを含めた早期支援につながるような配慮が重要です。また、生活困窮者が自立を目指すためには、働く場を拡大していくことや、対象者が地域から孤立した状態とならないよう、既存の地域資源では課題に対応できない場合は、新たな地域資源の開発をしていくことが求められています。

このようなアウトリーチによる地域へのアプローチを含むコミュニティソーシャルワークが十分に機能できるよう、多職種・多機関がそれぞれの役割を果たすことで、効果的なチームアプローチができるような体制づくりを目指します。



- ① 支援センター機能…あんしんケアセンター、生活自立・仕事相談センター、地域子育て支援センター、障害者相談センター等
- ② 地域活動をしている人…地区部会、町内自治会、民生委員、児童委員、避難所運営委員会、ボランティア等

(3) 地域力基盤強化の支援

個別支援において把握された生活課題は、地域における様々な会議（地域ケア会議、市社協コミュニティソーシャルワーカーによる会議、生活支援コーディネーターの協議体等）において共有されます。

これらの会議で、その地域に共通する生活課題が見出され、検討されます。しかし、効果的な解決策の立案・実施への道筋、特に公助による取組への道筋がつけられているわけではありません。

そのため、地域住民自身がこれらの課題を解決する力をより強化・醸成し、かつ、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築を図ります。

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の概要

1 計画の基本的な考え方

本市の中長期的な市政運営の基本方針である千葉市新基本計画（平成24～33年度）では、「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」がまちづくりの方向性の一つとして示されるとともに、その施策の柱の一つに「ともに支えあう地域福祉社会を創る」が掲げられています。

また、第3次実施計画（平成30～32年度）においても、新基本計画に示す方向性に沿った優先的に取り組む具体的な施策が総合的に示されています。

このことを踏まえ、「支え合いのまち千葉 推進計画」においては「ともに支えあう地域福祉社会を創る」を基本目標に設定するとともに、千葉市新基本計画の理念や方向性の実現、第3次実施計画との整合を念頭に置きながら、地域において生活課題を抱える個人や家族等（支援を要する方）の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援とを行う活動（コミュニティソーシャルワーク）の更なる強化を通じて、地域住民等による地域生活課題の解決力を強化し、かつ、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ることにより、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

2 計画のポイント

- (1) 第3期計画策定以降、大きな進展をみせている地域包括ケアシステム及び生活困窮者自立支援法による取組みをさらに前進させ、地域住民等による地域生活課題への「我が事」としての取組みを支援し、かつ、地域住民等による支え合いと公助とが連動して地域を「丸ごと」支える包括的支援体制づくりを目指します。
- (2) 地域の取組み（共助の取組み）について、区計画の重点取組項目を引続き社協地区部会のエリア単位で設定し、その地域の生活課題の解決に向けた活動について、地域で考え地域で取組む仕組みとしています。また、市民の方が地域福祉活動に取り組む際の参考になるよう、先駆的な取組事例を紹介しました。
- (3) 市の取組み（公助の取組み）について、中核としてコミュニティソーシャルワーク機能の強化を重点施策に位置付けるとともに、その分類等も地域の取組み（共助の取組み）を支援する手法（サービス類型）別とし、市の支援を必要とする方が参照しやすいようにしました。
- (4) 地域の取組みを9のテーマに分類し、それぞれのテーマごとに地域（共助）、千葉市社会福祉協議会、市（公助）の3者の取組みを関連付けることで、市民の方がお住まいの地域でどのような地域福祉活動が必要とされていて、地域福祉活動にどのような支援を受けられるのかを参照しやすいようにしました。

3 施策の体系

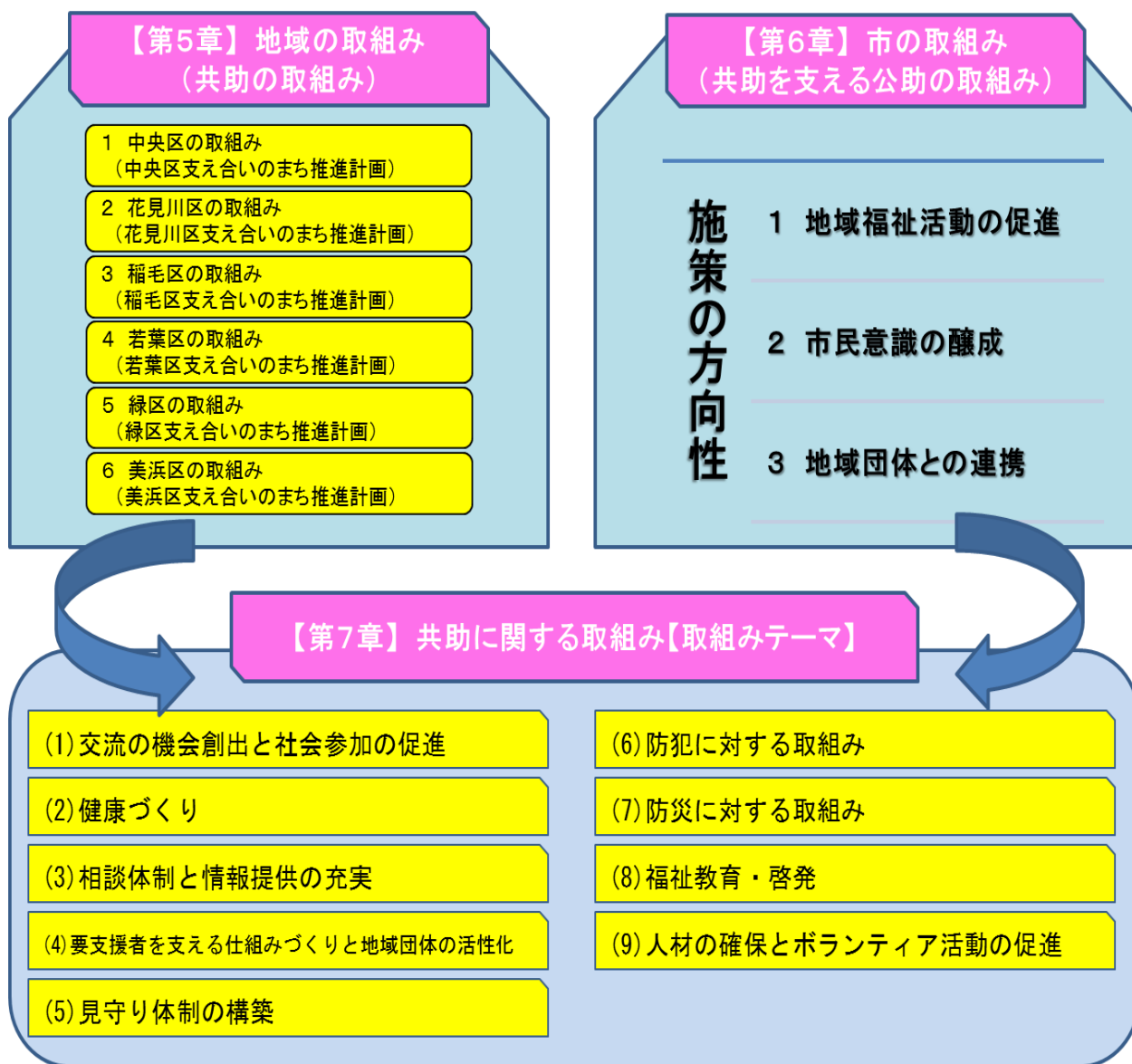
本計画では、地域福祉を推進する活動主体により取組みの体系を2つに区分しています。

地域福祉に関する行政施策を定めた「市の取組み（公助の取組み）」と、地域住民の参加と連携により、地域福祉に関する活動を推進・実践する「地域の取組み（共助の取組み）」に区分されます。

地域の取組みは、各区の地域住民等が主体となって定めたもので、「区支え合いのまち推進計画（区計画）」として位置づけられています。

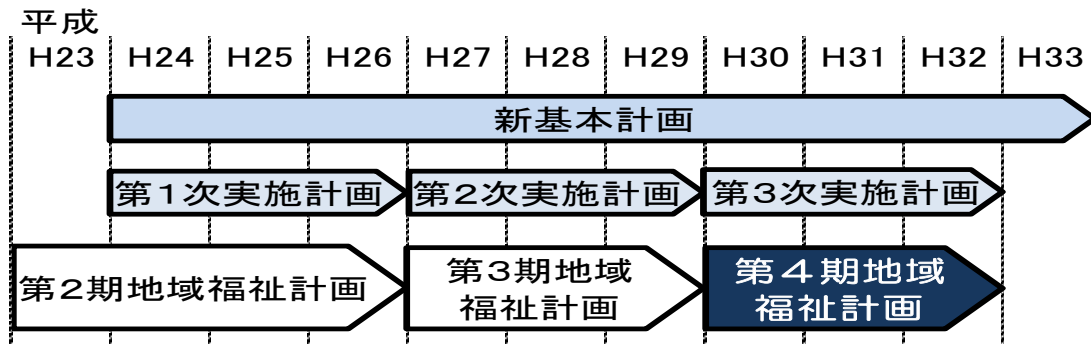
市の取組みについては、地域の取組みを支援する事業・施策を、3つの施策の方向性に分けて整理しています。

また、地域と市の協力・支援関係を明確化するため、地域の取組みと市の取組みを一体化したうえで、分野ごとに9つの取組みテーマに再分類して整理しています。



4 計画期間

上位計画である第2次実施計画との整合を図り、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



5 計画策定の経過

社会福祉法では、市町村地域福祉計画の策定・実行にあたって、地域住民の意見を反映する措置を講じるよう求めており、住民参加の考え方に基づくところに計画の大きな特徴があります。

本計画の策定にあたっては、社会福祉審議会地域福祉専門分科会で全体の審議を行うとともに、各区の地域福祉計画推進協議会において区計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、市民説明会やパブリックコメントなどによる意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

年月	実施内容
平成29年2月	平成28年度第3回地域福祉専門分科会（2/10） ・第4期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）・骨子（案）について
2～3月	各区支え合いのまち推進協議会（区計画の策定作業開始）
5月	WEB アンケート調査（5/1～10）
7月	平成29年度第1回地域福祉専門分科会（7/27） ・第4期千葉市地域福祉計画の素案について
9月	各区支え合いのまち推進協議会（区計画案の決定）
10～11月	市民説明会開催（各区1回開催）
11月	平成29年度第2回地域福祉専門分科会（11/24） ・第4期千葉市地域福祉計画の原案について
12月	パブリックコメント手続きによる市民意見の聴取
平成30年3月	平成29年度第3回地域福祉専門分科会 ・第4期千葉市地域福祉計画の最終案について 第4期千葉市地域福祉計画の決定

第4章 先駆的な取組み事例 [概要]

[※各区から1例ずつ紹介し、他の地区の取組みの参考となるような運営の工夫や担い手及び参加者の声を紹介します。]

1 【中央区】「松ヶ丘地区地域活動拠点」

○内容

ボランティアスタッフが月曜日から土曜日まで当番制で常駐し、誰もが、朝から夕方まで気軽に出入りできる交流の場として世代間交流が図られています。また、ここを活動拠点として様々な分野において熱心な活動が広がっています。

活動例としては、月2回開催の「ゆうあいひろば」（高齢者向けサロン）、高齢者おたすけ隊、週1回開催の「大人の時間」（飲み会）等多岐にわたります。また、淑徳大学看護栄養学部との交流も盛んです。今秋からは、オレンジカフェ（認知症カフェ）、子ども食堂の開催等、新しい活動にも意欲的に取り組んでいます。

○取組の担い手、関係団体

松ヶ丘地区部会、地域運営委員会、青少年育成委員会、ひだまり運営委員会、民生委員、地域ボランティア等

2 【花見川区】「子ども食堂」～犢橋地区～

○内容

NPO 法人等の主催により近年随所で取組が広がりつつある子ども食堂。地元企業からのバックアップがあり、今年度から開催を始めました。懇談や食後のお楽しみも（昔あそび等）ある。児童や保護者、地域住民との交流を通じて子ども達の健全育成を図ることを目的に毎月1回開催しています。

○取組の担い手、関係団体

犢橋地域ふるさとづくり実行委員会、地元企業（寄付）、食生活改善委員会（ヘルスメイト）

3 【稲毛区】「子育てフォーラム」～稲毛区全域～

○内容

子育て支援活動をするグループや団体と子育て世代をつないでいくことを目的とした活動です。子育てフォーラムの開催や稲毛区内の子育て情報冊子の作成を

行い、情報提供・共有できるネットワークづくりを進めています。まちづくり関係 NPO 法人、大学関係者、おもちゃインストラクター等、活動背景の違うメンバーが、お互いの専門知識を生かした取組を行っています。

○取組の担い手、関係団体

いなげこどもの WA ネットワーク

4 【若葉区】「社協加曽利地区部会」

○内容

加曽利地区部会は、(特養)晴山苑敷地内の活動拠点を持ち、様々な取組を実践しています。中でも、「加曽利おたすけ隊」「福祉ふれあいバザー」の活動を取り上げて紹介します。

○取組の担い手、関係団体

加曽利地区部会

5 【緑区】「大椎台買い物支援サービス」

○内容

買い物に行く手段のない高齢者を特別養護老人ホーム「千寿苑」デイサービス送迎車で毎週木曜日に利用者自宅から「せんだう土気店」まで無料で送迎しています。若葉区大宮台に次ぐ市内2例目です。

○取組の担い手、関係団体

大椎台自治会、特別養護老人ホーム「千寿苑」、「せんだう土気店」

6 【美浜区】「カフェさいわい」～幸町～

○内容

地域に高齢者が気軽に集える場所が欲しい」という願いに、地域の高齢者福祉施設が地域貢献の一環として地域交流スペースを無料で貸し出し、ボランティアの運営による“地域カフェ”を設置しました。毎週月曜日、11:00 から 15:00 の開設で、毎回 30～40 人が思い思いに時間を過ごしています。

地域のニーズに対し、高齢者福祉施設という地域資源を活用し、ボランティアが主体となって新たな地域のコミュニティの場として開設されました。

○取組の担い手、関係団体

幸町2丁目地区部会・みまも～れ幸町安心協力員・あんしんケアセンター幸町

第5章 地域の取組み（共助の取組み）

1 区支え合いのまち推進計画（第4期区地域福祉計画）について

本市では、地域の課題を解決するために共助による方策や具体的な取組みを定めた区計画を策定し、その推進に努めてきました。

区計画においては、第1期（平成18～22年度）、第2期（平成23～26年度）、第3期（平成27～29年度）と、多くの地域の皆さんの参加を得て、日常生活における生活課題の解決へ向けて取り組んできました。

このたび策定した「区支え合いのまち推進計画（第4期区地域福祉計画）」は、「支え合いのまち千葉 推進計画」の第5章として位置付けられており、今後3年間における住民が主体となった地域の取組み（共助の取組み）が定められています。

この区計画は、第3期計画の全体構成や重点取組項目の設定方法などを継承し、引き続き地域における取組みを推進しやすい構成となっています。

地域においては、市や千葉市社会福祉協議会（市社協）の支援のもと、社協地区部会ができる限り多くの地域住民や地域団体等の担い手と連携を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みの推進に努めていくこととします。

2 計画期間

「区支え合いのまち推進計画」の計画期間は、「支え合いのまち千葉 推進計画」との整合を図り、平成30年度から32年度までの3年間とします。



3 区支え合いのまち推進計画のポイント

- 第3期計画の全体構成や重点取組項目の設定方法などを継承し、「基本目標（基本理念）」「基本方針」「取組内容一覧」の3本立ての構成により、地域住民に取組内容が周知されるようシンプルな形態としました。
- 社協地区部会を中心とした地域住民等が、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで3年間で注力して取り組む活動を考え、区計画全体の取組項目の中から、その地区部会エリアの「重点取組項目」を引続き設定しました。
- 社協地区部会が、地域（地区部会エリア）の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内の取組みを推進します。
- 区支え合いのまち推進協議会が、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討などを行い、区計画全体を推進します。



【9の取組みテーマと重点取組項目を設定した地区部会エリアについて】

本計画では、共助に関する取組みを9の「取組みテーマ」に分類し、第7章において、「取組みテーマ」ごとに地域（区計画）、市、市社協の取組みを関連付けて整理しています。

各区計画において重点取組項目を設定した地区部会エリアを、「取組みテーマ」ごとに整理した結果は、下表のとおりとなっています。

【※ 延べエリア数の集計は最後に行います】

取組みテーマ	重点取組項目を設定した地区部会エリア ※（ ）の数字は複数の重点取組項目の数	延べ エリア数
1 交流の機会創出と社会参加の促進		
2 健康づくり		
3 相談体制と情報提供の充実		
4 要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化		
5 見守り体制の構築		
6 防犯に対する取組み		
7 防災に対する取組み		
8 福祉教育・啓発		
9 人材確保とボランティア		
合 計		



中央区支え合いのまち推進計画

第4期中央区地域福祉計画 平成30～32年度



1 基本目標

みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区

この基本目標は、中央区の目指すべき将来像です。

第1期計画策定時に掲げられたもので、今般策定を行った第4期計画においても引き継がれています。

2 7つの基本方針

中央区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、7つの基本方針を定めています。この基本方針は、地区フォーラム※で明らかになった生活課題や解決策等から導かれたものであり、地域福祉を推進する方向性を示すものです。

第3期区地域福祉計画では、地域での共助の役割が増加し、地域活動を支える担い手の高齢化が顕著となる中、市社会福祉協議会の各地区部会が重点取組項目を選定し、地域課題の解決に向け取り組み、各地区の目標はおおむね達成できました。

一方で、計画の推進にあたり、担い手不足、関係団体との連携強化、活動拠点の確保等といった課題が浮き彫りになってきました。

第4期計画では、こうした課題がある中、地区部会の実情に応じ、重点取組項目を選定し、「**支え合い安心して暮らせる中央区**」となるよう取り組んでいきます。

※ 地区フォーラム

平成16～17年度にかけて、各区に4つ設置した住民参加型のフォーラム。

地域住民や様々な地域関係者で構成され、身近な地域での生活課題を抽出し、自助・共助の視点から解決策を検討した。

≪基本方針1≫ 身近なコミュニティづくりの推進

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進する。

また、幅広い世代にイベントなどを通じて、ふれあう機会を提供する。

さらに、様々な交流の機会を通じて、住民同士の仲間づくりや健康づくりに取り組むなど、地域包括ケアシステムの推進を図る。

《基本方針2》 交流の場と仲間づくり

町内自治会館や福祉施設等の協力を得る中で、誰もがいつでも気軽に参加できる身近な交流の場づくりに取り組む。

また、様々な交流の機会を通じて健康づくりや仲間づくりが図れるようにする。

《基本方針3》 社会参加の推進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場を確保し、社会参加ができる環境を整える。

《基本方針4》 地域の福祉力向上、担い手づくり

誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みづくりも行って、地域の福祉力を高めるとともに、新たな担い手を確保する。

《基本方針5》 相談体制、情報提供の場づくり

いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくる。

《基本方針6》 福祉教育の推進

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む。

《基本方針7》 人にやさしい生活環境づくり

地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める。

3 取組内容一覧

《基本方針1》 身近なコミュニティづくりの推進

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる	1	地域支えあい連絡会の設置・推進 目的：地域課題の解決に向け、関係団体の連携・協力を深める。 ○地域運営委員会の設立に向け共通理解を図る。 ○地域のネットワークづくりの取組みが出来ていない地区は千葉市あんしんケアセンターが主催する「地域ケア会議」等を定期的に活用し、地域のネットワークづくりを行う。 ○地域運営委員会または地域ケア会議等の地域の課題を話し合う組織を作る。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 中央東地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 川戸地区部会 ○ 星久喜地区部会 ○ 千葉みなと地区部会	
(2)	要支援者等を地域で支え合う仕組みづくりを推進する	2	支え合い活動の仕組みづくり 目的：地域での支え合い活動を推進し、生活課題を解決する。 ○地区部会や町内自治会等が、支援を求める方の生活課題を解決する支え合いの仕組みづくりを推進する。 ○住民アンケート調査を実施し、地域の実情やニーズの把握を行い、地区部会や町内自治会で、支援できる内容について検討する。 ○地区部会と社協区事務所が協力し、活動拠点となるよう、地域内の福祉施設等の有効活用について調査し、拠点整備を推進する。 ○支え合い活動に参加する新たな担い手を確保するために、研修会等を実施する。 ○支え合い活動のボランティア登録の受け付けと活動を紹介する仕組みをつくる。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 東千葉地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会	
(3)	見守り体制をつくり、見守り活動を行う	3	見守り体制をつくる 目的：支援を必要とする人を日頃の付き合いの中で見守りながら、災害時に備える。 ○取組めていない地区においては、見守り活動への理解と必要性について講習会や勉強会を開催し、啓発活動に努める。（住民アンケート調査、見守り希望者・見守り協力者を把握する） ○地区部会や町内自治会等が、「あんしんカード」を作成、配布するか「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」の「あんしんカード」記載を働きかけ、内容の更新を定期的に行う。 ○地域の中で支援を必要とする人（高齢者や障がい者など）の意向を尊重しながら、住民同士が日常生活の中でさりげない見守り活動を実施する。	

第5章 地域の実践（共助の実践）【中央区】

(3)	見守り体制をつくり、見守り活動を行う		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 都地区部会 ○千葉中央地区部会 ○ 中央東地区部会 ○東千葉地区部会 ○ 西千葉地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○松ヶ丘地区部会 ○川戸地区部会○千葉みなと地区部会		
		4	災害時に支援を必要とする人の避難支援			
		目的：災害時に機能するサポート体制を構築する。				
		○全避難所において、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となった「避難所運営委員会」を設置し、災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体的に避難所の開設・運営を行う体制を構築する。 ○地区部会や町内自治会が、独自の避難者名簿を作成し、安否確認や支援体制を構築する。 ○地区部会や町内自治会が、各避難所ごとに関係諸団体と連携し、災害時を想定した避難訓練や炊き出し訓練等を年1回以上実施する。 ○各避難所で運営マニュアルを作成し、毎年内容を見直し更新する。				
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 末広地区部会 ○ 寒川地区部会 ○ちば中央地区部会 ○ 東千葉地区部会 ○ 西千葉地区部会○ 新宿地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会		
		5	すべての子どもを地域で育てる			
		目的：近所の子どもと顔見知りになることで、子どもの安全のための見守りにも寄与する。				
		○地域と学校が連携し、セーフティウォッチャー活動の充実を図るとともに、「子ども110番のいえ」の協力も得て、「声かけ・あいさつ運動」を実施する。 ○関係団体と学校・警察等が連携し、「子ども110番のいえ」訪問、挨拶や駆け込み訓練等に取り組む。 ○地区部会や町内自治会が青少年育成委員会と連携して実施する地域行事を通じて、子どもたちと顔見知りになる機会を設ける。				
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 中央地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 星久喜地区部会		

《基本方針2》 交流の場と仲間づくり

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	高齢者の交流の場をつくる	6	ふれあい・いきいきサロンの充実 目的：身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。	
			○ 地区部会が、地域の高齢者向けの「ふれあい・いきいきサロン」を月1回以上開催する。 ○ 活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【中央区】

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	高齢者の交流の場をつくる		○身近な集会所等で、ウィークリーサロンを目指し、交流する機会を拡充する。 ○引きこもりの人がいないか調査し、参加を働きかける。（実態調査の実施）	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 都地区部会 ○ 中央地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松波地区部会 ○ 川戸地区部会 ○ 星久喜地区部会	
		7	地域での健康づくり支援の充実 目的：介護予防、ひきこもりの防止を兼ねた交流の場と機会を拡充する。 ○地区部会、老人クラブ、町内自治会等が、高齢者の健康維持と交流の場となる「ふれあい・散歩クラブ」、「シニアリーダー体操」などに取り組む。 ○「ふれあい・いきいきサロン」において、介護予防や転倒防止運動を定期的に実施する。 ○地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会（スポーツ活動）や歴史・文化を学ぶ会（文化活動）を年1回以上開催する。 ○引きこもりの人がいないか調査し、参加を働きかける。（実態調査の実施）	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 中央東地区部会 ○ 西千葉地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松ヶ丘地区部会 ○ 川戸地区部会	
(2)	子どもと子育て中の親への支援	8	地域でのスポーツ活動及び文化活動の推進 目的：地域のすべての子どもたちに、スポーツや文化を学ぶ機会を与え、子どもたちの健全育成を図る。 ○地域の関係団体が学校とも連携し、放課後子ども教室を全ての小学校で実施するとともに、昔遊び等も取り上げて内容の充実を図る。 ○地域で行われている各種スポーツクラブや学習クラブ等を紹介する冊子を作成・配布し、子どもたちに参加の機会を与える。 ○地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会（スポーツ活動）や歴史・文化を学ぶ会（文化活動）を年1回以上開催する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会	
		9	子育てサロンの充実 目的：子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。 ○地区部会が、地域の子育て中の親子向けの「ふれあい・子育てサロン」を月1回以上開催する。 ○活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。 ○地区部会が地域保健推進員等と連携し、サロン内容の充実を図る。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 都地区部会 ○ 中央東地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松波地区部会 ○ 川戸地区部会 ○ 星久喜地区部会	

第5章 地域の実践（共助の実践）【中央区】

基本的な方向		具体的な取組み			取組み テーマ
(3)	障がい者への理解と 交流の場づくり	10	障がい者との相互理解と地域住民等との交流の推進		
			目的：障がい者に対する理解を深め、多様な仲間づくりの環境を整備する。		
			○各地区部会が開催する研修会において、年1回は、障がい者への理解に関するテーマを取り入れる。 ○地域住民に呼びかけて、地域の障がい者施設でボランティア体験ができる機会を設け、障がい者との交流を図る。 ○地区部会や町内自治会等が、障がい者団体が主催するイベントを積極的に広報するとともに、広く地域住民に参加を呼びかける。 ○地区部会や町内自治会等が、障がい者団体（サークル含む）と連携を図り、地域交流会等を企画、開催する。 ○地域で行われるイベントに障がい者が参加しやすい配慮をし、参加を呼び掛けるとともに、一部の役割を担ってもらう。 ○各地区で年1回は、障がい者との交流の場となるイベントを開催する。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 新宿地区部会 ○ 生浜地区部会○ 星久喜地区部会	
(4)	世代を超えた、地域 交流の場づくり	11	世代間交流の場の提供		
			目的：誰もが、気軽に入出りでき、世代間交流や助け合える関係をつくる。		
			○「ふれあい・いきいきサロン」と「ふれあい・子育てサロン」の同時開催を年1回以上実施し、世代間交流の場を提供する。 ○誰もが（高齢者、障がい者、児童、赤ちゃん連れの母親など）、朝から夕方まで気軽に入出りできる交流の場を設ける。 ○地区部会や町内自治会等が、気軽に参加できる行事を実施する。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 西千葉地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 川戸地区部会 ○ 星久喜地区部会	

《基本方針3》 社会参加の推進

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	高齢者及び障がい者の社会参加を推進す	12	高齢者の地域社会での福祉活動の促進	
			目的：高齢者の地域社会での活動の場を確保する。	

(1)	高齢者及び障がい者の社会参加を推進する		○定年を迎えた人や元気な高齢者を募り、今迄の経験を生かして、地区部会活動や近隣の福祉施設等でボランティア活動を行うよう働きかける。 ○地域で活動しているサークル等に働きかけ、地域行事や施設慰問への参加を促す。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 蘇我地区部会	
		13	障がい者の地域社会での福祉活動の促進		
			目的：障がい者の地域社会での活動の場を確保する。 ○地区部会が主催している行事等に、障がい者に参加してもらい、本人の状態に合わせた役割を担ってもらう。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○都地区部会	

《基本方針4》 地域の福祉力向上、担い手づくり

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	福祉の心を喚起・啓 発する取り組み	14	地域で福祉に関する講座や研修会等の受講機会の提供	
			目的：地域住民の介護力、福祉力の向上や福祉活動への理解と参加を促進する。	
			○地区部会が主催となり、地域の福祉施設・団体・サークル等と連携して地域住民を対象とした福祉講座、ボランティア講座、研修会等を企画し、年2回以上実施する。	
			○地区部会の各委員会ごとに、テーマを持った研修会・講座を開催し、地域住民に参加を呼び掛け、新たな担い手の確保に努める。	
			○講座内容の見直しや改善のため、参加者の意見を聴く。	
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 西千葉地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 星久喜地区部会

《基本方針5》 相談体制、情報提供の場づくり

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	情報が正確に伝わる	15	相談体制・情報提供の充実	
	取り組み		目的：ちょっとした相談にのってくれる人が近所で得られる。	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【中央区】

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	情報が正確に伝わる 取組み		○地区部会が開催するふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、更に町内自治会や老人会が身近な集会所等で開催するふれあいサロンでは、スタッフが気軽に相談を受け付け、その場で回答できないものは担当の民生委員から回答する体制を整える。 ○近所で相談に応じてくれる人を掲載した福祉マップを配布する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ちば中央地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松ヶ丘地区部会	
		16	福祉情報誌の充実と「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」の活用 目的：地域に密着した福祉活動情報の充実。 ○地区部会や町内自治会の広報誌を通じ、地域福祉に関する情報を住民に提供する。 ○地区部会が発行する「社協だより」を年2回以上発行する。 ○地区部会や町内自治会で「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」を活用し、独自の福祉マップや防災マップを作成する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 松波地区部会 ○ 川戸地区部	

《基本方針6》 福祉教育の推進

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	地域での取組み	17	地域での福祉教育の推進 目的：地域で福祉の心を育む。 ○地域と学校が連携して、学校の授業で児童・生徒に対し、福祉について学習する機会を設ける。 ○地域と学校が連携して、地区部会活動をはじめ地域の福祉活動に、児童・生徒がボランティアとして参加できる機会を設ける。 ○地区部会と学校が連携し、地域の高齢者と児童・生徒が交流する機会を設ける。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ ちば中央地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松波地区部会	

《基本方針7》 人にやさしい生活環境づくり

基本的な方向		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	防犯・防災体制づくり	18	防犯対策の推進 目的：地域を住民自ら守る。 ○町内自治会で防犯パトロール隊を結成し、週1回以上のパトロールを実施する。 ○町内自治会や地区部会等が警察と連携し、防犯教室や安全講習会等を開催し、広く地域住民に参加を呼び掛け、防犯意識の高揚と地域防犯力の向上を図る。 ○青少年育成委員会が実施する「子ども110番のいえ」の存在を地域に広く周知し、そのさらなる増加を図るとともに、子どもたちにも周知する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 中央地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会	
(1)	防犯・防災体制づくり	19	防災体制の充実 目的：地域の防災力を高める。 ○各地域で防災会を結成し、消防等と連携し、年1回以上防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。 ○訓練の際は、福祉的配慮を必要とする方が、参加しやすい環境を整える。 ○「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」などを活用し、避難所が印された地図を印刷して、町内自治会館や掲示板などに張り出すなど、地域に情報を提供する。 ○地区部会や町内自治会などが連携して、年1回以上防災に関する研修会を開催し、広く地域住民に参加を呼び掛ける。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 西千葉地区部会 ○ 中央地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 千葉みなと地区部会	



花見川区支え合いのまち推進計画



第4期花見川区地域福祉計画 平成30～32年度

1 基本目標

「あなたが主役 みずから進んで参加しよう！

地域福祉の創造をめざして」

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、

住み慣れた地域で安心して暮せる 心豊かなまちづくり～

この基本目標は、花見川区の地域福祉を推進するため、区民一人ひとりが主人公として、地域の一員として、地域の様々な取り組みにみずからが進んで参画することにより、地域の支え合い助け合いへと発展し、より豊かな地域をつくることを目指しています。

第1期計画から掲げられたもので、第4期計画においても引き継がれています。

2 5つの基本方針

花見川区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の5つを基本方針としました。

この基本方針は、第3期計画を継承したものであり、花見川区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

《基本方針1》 交流の場と健康づくり

一人暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心した生活が営むことができるよう、近隣住民との交流を深め、地域で行われる行事への参加を促進するとともに、身近な施設を活用し、誰もがいつでも気軽に利用できる場を確保し、仲間づくりを推進します。

また、住民一人ひとりが心身ともに健康になるよう、健康づくりを推進します。

《基本方針2》 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

地域ぐるみで支え合い、助け合いの仕組みをつくり、支援が必要な人に気兼ねなく支援が受けられるよう地域社会づくりを推進します。

《基本方針3》 人材の育成と相談体制の仕組みづくり

地域の幅広い人材を育成・活用し、地域福祉活動を推進します。
また、身近にいつでも相談できる場があり、必要とする情報がいきわたる仕組みをつくります。

《基本方針4》 防犯体制づくり

地域での防犯意識を高め、安心・安全な町づくりに努めます。

《基本方針5》 防災体制づくり

日頃から地域での防災意識を高め、災害時の協力体制の仕組みづくりの充実に努めます。

3 取組内容一覧表

《基本方針1》 交流の場と健康づくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み		取組み テーマ
(1)	誰もが気軽に すごせる場の 確保と世代を 超えた様々な 交流・地域社 会への参加の 促進	①	日頃から隣近所との挨拶などのコミュニケーションを図るとともに、既存の施設を有効利用した居場所づくり、親しみ、ふれあう環境づくりを推進し、地域住民が地域活動に関心を持つきっかけとなるよう、地域のイベント、祭り、町内自治会行事等の周知に努めます。また、子ども・高齢者・障害者等と地域住民が相互交流できる機会を増やし、若い世代を含めた様々な世代間の交流を通して互いを理解し合うとともに、情報交換を促進します。	
		重点取組地区	○こてはし台地区部会 ○檜橋地区部会	
(2)	心身の健康づ くりの推進	②	住民自ら健康への関心を深めるとともに、イベントや講習会、スポーツ、サークル活動など健康づくりの機会への積極的な参加や心身の健康づくりに取り組むとともに、体操・サロン等を通じた日中の居場所づくりや講演会など介護予防活動の推進に努めます。 また、糖尿病対策として、標語やポスターの掲示など啓発に努めます。	
		重点取組地区	○花見川地区部会 ○天戸中学校区地区部会	

第5章 地域の実践（共助の実践）【花見川区】

《基本方針2》 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み		取り組みテーマ
(3)	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	③	地域の福祉課題に対応するため、地域包括ケアシステムにおける地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用しやすいコーディネート機能づくり・相互助け合いのネットワークづくりの拡充や、要支援者などへの生活支援ボランティア（買い物、調理、ごみ出し、掃除等）の充実、独居高齢者の見守り活動・安否確認の推進に努めます。	
			また、認知症患者やその家族を支援するため認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座などへ参加します。	
		重点取組地区	○花園地区部会 ○こてはし台中学校区地区部会 ○幕張・武石地区部会 ○花見川地区部会 ○花見川第2地区部会 ○こてはし台地区部会 ○畑地区部会	
		④	子どもの健やかな成長のため、福祉意識を醸成（福祉教育の充実）する取り組みを推進するとともに、子育て世帯の孤立防止や見守り活動の推進、子どもの貧困や虐待・DVの早期発見、関係機関への連絡などに努めます。	
			重点取組地区 ○幕張本郷中学校区地区部会 ○犢橋地区部会	
		⑤	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域を目指して、相互理解を深めるための啓発や交流の促進（障害者福祉施設等でのボランティア活動など）に努めます。	
			重点取組地区 ○朝日ヶ丘地区部会 ○天戸中学校区地区部会 ○さつきが丘・宮野木台地区部会	

《基本方針3》 人材の育成と相談体制の仕組みづくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み		取り組みテーマ
(4)	地域の幅広い人材の育成・活用	⑥	地域福祉活動の担い手を育成するために区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成・ボランティア活動の推進に努めるとともに、活動を周知し、幅広い分野におけるボランティア体験や地域活動への参加を促すなど、若者や企業ボランティア、高齢者パワーなどを活かし、人材の育成・活用に努めます。	
			重点取組地区 ○検見川地区部会	
(5)	地域における各種団体・組織等の連携・協力や必要な情報を手に入れやすい仕組みづくりによる組織強化	⑦	社協地区部会や町内自治会等が、地域における団体活動を充実するため、社会福祉協議会、あんしんケアセンター、行政等が連携し地域を支える様々な福祉情報等の共有と、わかりやすい情報として発信・受信するための仕組みをつくり、住民相互の気軽に相談できる場を確保するとともに、団体同士の連携・協力により組織強化に努めます。	
			重点取組地区 ○朝日ヶ丘地区部会 ○こてはし台地区部会	

《基本方針4》 防犯体制づくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ
(6)	継続的な防犯活動への取り組み	⑧	地域での防犯意識を高め、防犯パトロールの実施や防犯マップの作成・活用など、自主防犯活動を強化・充実することで、安心・安全な町づくりに努めます。	
			重点取組地区 ○天戸中学校区地区部会 ○さつきが丘・宮野木台地区部会 ○畑地区部会	

《基本方針5》 防災体制づくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ
(7)	身近な災害への備え	⑨	日頃から地域での防災意識を高めるとともに、災害時における地域防災や、協力体制の仕組みづくりの充実にも努めます。 また、自然災害等による被害を軽減するため住宅の耐震化や家具などの転倒防止、食品の備蓄等に努めます。	
			重点取組地区 ○検見川地区部会 ○花見川地区部会	

※「あんしんケアセンター」とは

地域で暮らす高齢者のみなさんのための身近な相談窓口です。

保健や福祉の専門の資格を持った職員が連携をはかり、チームとして高齢者の皆さんを支え、またその家族、地域の方の介護に関する悩みや問題について対応します。その他、健康や医療や生活に関すること、虐待防止のための支援や消費者被害の相談など、様々な機関とのネットワークにより皆さんを支えます。

※「重点取組地区」は、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。



稲毛区支え合いのまち推進計画

第4期稲毛区地域福祉計画 平成30～32年度



1 基本目標

みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして － 心のバリアフリーから始まる“地域発”の取組み －

この基本目標は、稲毛区の目指すべき将来像です。

第1期計画を策定するときに掲げたもので、以来、第2期計画、第3期計画と引き継いできました。

今回策定した第4期計画においても、近年、家族や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や住民同士の結びつきが希薄化している状況に鑑み、引き継ぐこととしました。

2 5つの基本方針

基本目標を達成するための5つの基本方針も、これまでの計画のものを引き継いでいますが、内容は、昨今、地域でも喫緊の課題である地域包括ケアシステムの推進を意識したものとしました。

《基本方針1》 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

住民同士が互いに気持ちを理解し、それぞれの声に耳を傾け、関心を持ち、顔見知りの関係づくりを図るために、地域内や近隣住民同士の挨拶・声かけなどに取り組みます。

また、幅広い世代にイベントなどへの参加促進を図り、顔見知りのきっかけづくりに取り組みます。

《基本方針2》 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー

地域の各種団体が相互に連携・協力するほか、千葉市あんしんケアセンターなどと連携し、住民同士がつながり、互いに支え合う地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

また、様々な地域活動の機会などを通して活動に参加できる人材の確保育成に努めるとともに、地域住民に対して様々な課題を抱えた方を地域で排除しない福祉のこころづくりに取り組みます。

《基本方針3》 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」
する、みんなの様々な居場所づくり

公共施設や町内自治会館、福祉施設等の協力を得て、誰もが気軽に参加できる身近な交流の場づくりに取り組みます。

また、様々な交流の場を通じて住民同士の仲間づくりや心身の健康づくり・介護予防に取り組むなど、地域包括ケアシステムの推進に取り組めます。

《基本方針4》 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

地区部会をはじめ町内自治会など各種地域団体が相互に連携・協力し、情報を共有するとともに、地域住民に対して広報紙等を通じて情報提供に取り組めます。

また、地域の各種団体が、千葉市あんしんケアセンターや民生委員・児童委員、行政などと連携・協力し、相談の体制の充実に取り組めます。

《基本方針5》 日頃からの緊急時に備えた取組み

災害時に備え、町内自治会等が中心になって、地域住民に対して防災に関する情報提供や防災訓練などを行うとともに、要支援者に対する支援体制づくりに取り組めます。

また、平常時から町内自治会等が警察や青少年育成委員会などと連携・協力し、地域内の防犯意識を高め、安全・安心のまちづくりに取り組めます。

3 取組内容一覧

《基本方針1》 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	お互いを知る機会をつくる	①	挨拶から始まる地域との関わり 《活動事例》 ・地区部会や青少年育成委員会等が学校と連携・協力し、あいさつをテーマにした標語の募集を行うとともに、広報紙などを通じてあいさつ運動の普及啓発に取り組めます。 ・学校セーフティウォッチャーを中心に、地区部会や町内自治会などが協力し、児童・生徒の登下校時に通学路や学校周辺において挨拶運動を実施し、顔なじみの関係づくりに取り組めます。 ・地区部会や町内自治会、各種団体がイベント・行事や防犯パトロールなどの地域活動を行う際、積極的に住民同士のあいさつ・声かけを行い、顔なじみの関係づくりに取り組めます。	
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 小中台東地区部会 ○ 山王地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 緑が丘地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会 ○ 小中台西地区部会	

第5章 地域の実践（共助の実践）【稲毛区】

施策の方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ
(2)	住民同士のコミュニケーションの機会を増やす	②	地域のイベントなどを通じての地域交流・多世代交流 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが連携・協力し、イベント（祭りや地区運動会、敬老会など）を通じて、幅広い世代間交流を図ります。 ・地域の各種団体が相互に連携・協力し、広報紙や口コミ等を通じて幅広い世代の参加促進を図ります。	
			重点取組地区（地区部会エリア） ○ 山王地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会 ○ 草野地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会 ○ 小中台西地区部会 ○ 301（作草部・天台）地区部会 ○ 弥生地区部会	

《基本方針2》 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う 地域での連携プレー

施策の方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ
(1)	身近な地域での連携・協力による支援や見守り	③	地域で活動している人・組織同士の連携・協力 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、民児協、スポーツ振興会等、地域の各種団体が相互に連携・協力し、情報の共有やイベントなどを実施します。 ・地区部会や町内自治会、民児協等の各種地域関係者が、千葉市あんしんケアセンターと連携・協力し、地域の課題解決に向けて話し合う「地域ケア会議」等を定期的開催します。	
			重点取組地区（地区部会エリア） ○ 山王地区部会 ○ 轟・穴川地区部会 ○ 稲毛地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会 ○ 緑が丘地区部会	
(1)	身近な地域での連携・協力による支援や見守り	④	地域住民の参加による見守り・支え合い 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会や民児協等と連携・協力し、一人暮らし高齢者等に対して、いきいきサロンや日常的な声かけなどによる安否確認等を行うなど、見守り活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や町内自治会、民児協等が連携・協力し、日常生活のちょっとした困りごと（電球交換やごみ出し等）を近隣の住民同士で行う、支え合い活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や民児協などが連携・協力し、一人暮らし高齢者等に対して「安心カード」や「緊急医療情報キット」などを配布し、住民同士の見守り体制づくりを進めます。	
			重点取組地区（地区部会エリア） ○ 小中台東地区部会 ○ 山王地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 草野地区部会 ○ 緑が丘地区部会 ○ 301（作草部・天台）地区部会 ○ 小中台西地区部会	

施策の方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ	
(2)	地域でのボランティア活動の推進	⑤	福祉活動の中核となる人材の発掘・育成		
			《活動事例》 ・ 地区部会や町内自治会、スポーツ振興会等、各種団体がイベントなどの地域活動を実施する際、相互に連携・協力し、声かけや広報紙などを通じて地域活動協力者の確保に努めます。 ・ 地区部会が地域の各種活動団体や千葉市ことぶき大学校等と連携・協力し、福祉活動推進員や地域の活動協力者の確保に努めます。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)		○ 稲丘地区部会
		⑥	地域での福祉教育の普及・啓発		
			《活動事例》 ・ 地区部会が学校と連携・協力し、児童・生徒が地域でボランティアとして参加できる機会を設けるなど、福祉の心の醸成を図ります。 ・ 地区部会が地域住民に対して、ボランティア講座等を通じて福祉意識の向上や地域活動に関心をもってもらえるよう福祉教育の普及・啓発を図ります。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)		○ 小中台東地区部会 ○ 稲丘地区部会

《基本方針3》 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」する、みんなの様々な居場所づくり

施策の方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ	
(1)	誰もがぶらっと 寄ることができる 場づくり	⑦	公共施設や空き店舗などを活用した身近な居場所づくり		
			《活動事例》 ・ 地区部会が町内自治会や福祉施設等と連携・協力し、町内自治会館や公民館、福祉施設等において、気軽に集える居場所（サロンなど）を拡充します。 ・ 地区部会や民児協、福祉施設等が連携・協力し、認知症の方や介護者の方が気軽に集える居場所づくりに努めます。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)		○ 稲毛地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 草野地区部会
(2)	地域でできる健康づくりの推進	⑧	健康づくりや介護予防の普及・啓発		
			《活動事例》 ・ 地区部会が千葉市あんしんケアセンターや区健康課等と連携・協力し、地域住民に対して健康づくりや介護予防の情報提供を講座やサロン活動などを通じて、普及啓発を図ります。 ・ 地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが相互に連携・協力し、いきいきサロンや地区運動会、グラウンドゴルフ、ラジオ体操などを実施し、健康増進を図ります。		

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【稲毛区】

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
			・シニアリーダーが、高齢者に対して介護予防の普及・啓発を図るため「シニアリーダー体操」を実施します。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 小中台東地区部会 ○ 轟・穴川地区部会 ○ 稲毛地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会 ○ 草野地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会 ○ 弥生地区部会	

《基本方針4》 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
(1)	身近なところでの 情報提供と相談		地域の情報の収集と発信	
			《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、各種地域団体が相互に連携・協力し、会議や地域活動を通じて情報を共有するとともに、地域住民に対して、広報紙等を通じて地域に関する情報を発信します。 ⑨ ・地区部会や町内自治会、民児協、千葉市あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域の情報を共有する場づくりに取り組みます。 ・地区部会や町内自治会、民児協、千葉市あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域住民に対してアンケート調査等を実施するなど、地域のニーズ把握に努めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 小中台東地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 弥生地区部会 ○ 301（作草部・天台）地区部会	
			身近な地域の相談相手の確保	
			《活動事例》 ・地区部会や町内自治会が、千葉市あんしんケアセンターと連携し、町内自治会館等において、介護等について気軽に相談できる出張相談会を実施するなど、相談支援体制づくりに努めます。 ⑩ ・地区部会や町内自治会、民児協など、各種団体が様々な活動を通じて地域住民と顔なじみの関係を築き、身近な相談相手となる関係づくりに努めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 稲丘地区部会	

《基本方針5》 日頃から緊急時に備えた取り組み

施策の方向性		具体的な取り組み		取り組み テーマ		
(1)	災害時などの支援体制の強化	⑪	いざというときに必要な情報把握や防災講座等の開催			
			《活動事例》 ・町内自治会や自主防災会、避難所運営委員会等が、千葉市と連携・協力し、地域住民に対して、防災・避難訓練や防災講座を実施するなど、災害時に迅速な対応ができるよう支援体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民児協等が連携・協力し、「安心カード」や「緊急医療情報キット」を地域住民に配布するなど、災害時を含めた緊急時に迅速な対応ができる支援体制づくりを図ります。 ・町内自治会が千葉市と避難行動要支援者名簿の協定を結ぶなど、要支援者に対して災害時に迅速な対応ができる支援体制づくりに努めます。			
			<table><tr><td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td><td>○ 山王地区部会 ○ 轟・穴川地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会 ○ 草野地区部会 ○ 301（作草部・天台）地区部会</td></tr></table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 山王地区部会 ○ 轟・穴川地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会 ○ 草野地区部会 ○ 301（作草部・天台）地区部会	
重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 山王地区部会 ○ 轟・穴川地区部会 ○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会 ○ 草野地区部会 ○ 301（作草部・天台）地区部会					
(2)	地域でできる防犯の取り組み	⑫	地域住民を地域で守る取り組み			
			《活動事例》 ・青少年育成委員会や町内自治会、学校、商店等が連携・協力し、地域住民に対して「学校セーフティウォッチャー」や「こども110番のいえ」の協力者の確保に努めるなど、地域の防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民児協、警察等が連携・協力し、防犯パトロールを通じて見守りネットワークを構築するなど、住民同士による防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会等が、行政等の出前講座などを活用し、「特殊詐欺（振り込み詐欺など）」や「悪質商法」、「不審者対策」等の講座を行い、住民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。			
			<table><tr><td>重点取組地区 (地区部会エリア)</td><td>○ 稲丘地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会</td></tr></table>	重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 稲丘地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会	
重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 稲丘地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会					



若葉区支え合いのまち推進計画



第4期若葉区地域福祉計画 平成30年～32年度

1 基本理念

「だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区」

～あなたとわたしでつくる 支えあう地域福祉の実現を目指して～



この基本理念は、若葉区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継がれています。

第4期計画では、地域住民や団体等に計画を一層浸透・定着させるため、第3期計画の体系を継続し、踏襲していくこととなりました。

一方で、若葉区は、千葉市の中で最も高齢化が進んでおり、高齢者が住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムを推進する仕組みづくりが重要な課題となっています。

そのような中、ひとりでも多くの方が地域福祉活動に参加するための活動の拠点づくりを目指すほか、社会福祉協議会地区部会・町内自治会・福祉施設・学校・諸団体・生活支援団体・民生委員・児童委員・あんしんケアセンター・生活支援コーディネーター・社協コミュニティソーシャルワーカー等が連携協力し、本計画を着実に推進する必要があります。

2 5つの仕組み

若葉区の目指すべき将来像である基本理念を実現するため、以下の5つの仕組みを第1期計画から継続して基本テーマとして定めています。この基本テーマは、若葉区の生活課題や解決策等から決定したものであり、地域福祉を推進していく上での方向性を示したものです。

《仕組み1》 だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

まずはあいさつから。誰もが気軽にふれあい・交流できる仕組みをつくり、希薄な近隣関係が改善されるよう努めます。

《仕組み2》 あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助けあう、支えあう仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう努めます。

《仕組み3》 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう

いまこそ区民の力を結集して安全と安心の仕組みをつくり、だれもが心穏やかに地域で暮らしていけるように努めます。

《仕組み4》 必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょ

必要とする情報が行き渡る仕組みと、いつでも気軽に相談が受けられる仕組みをつくり、住民の悩みが解消できるよう努めます。

《仕組み5》 世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう

だれもがもつ福祉の心を育み、福祉活動を実践する人材を育てる仕組みをつくり、地域の福祉力が高まるよう努めます。

3 取組内容一覧表

《仕組み1》だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取り組み（○は参考事例）		取組み テーマ
1	近隣同士が ふれあう機 会をつくる	(1)	地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動の実施 ①地域で住民に呼びかけ「あいさつ運動」を実施する。 ②地域と小学校が連携し、登下校時に通学路で「あいさつ運動」と見守りを実施する。 ③地区部会等が地域に呼びかけ、誰でも地域で困っている時などに、お互いに声をかけて助けあう「声かけ運動」を実施する。 重点取組地区 (地区部会エリア) ○貝塚地区部会 ○更科地区部会	
2	子育て世代 に魅力のあるまちをつくる	(2)	子育てしやすい環境づくり ①地区部会や町内自治会等が、子育て中の親と子の仲間づくりや交流の場となる「ふれあい子育てサロン」を定期的に実施する。 ②子育てサロンの参加者増員に向け、周知の方法や内容の充実を図る。 ③地区部会や町内自治会等が、地域の高齢者と子育て中の親と子が交流できる場を設ける。 ④地区部会等が、男性の育児参加を促す事業・講座等を企画し、実施する。 重点取組地区 (地区部会エリア) ○桜木地区部会 ○小倉地区部会 ○御成台、千城台西・北地区部会 ○若松地区部会 ○都賀地区部会	
3	エリア、世代やハンデを超えてふ	(3)	公園やサークル活動を利用した交流機会の創出 ①ラジオ体操の実施場所を増やす。 ②グランドゴルフ大会、ふれあい食事会等への参加を促進する。	

第5章 地域の実践（共助の実践）【若葉区】

	れあう機会をつくる		③地域で、公園の清掃活動や花植え等の美化活動を実施し、住民同士が交流する機会をつくる。 ④地域でサークル活動を行う団体等が、地域の福祉施設や小・中学校等で披露し、交流する機会をつくる。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	〇26地区部会	
		(4)	福祉施設や地域行事でのふれあい交流活動の実施 ①地域で誰でも参加できるイベント（福祉まつり・社協まつり等）を企画し、開催する。 ②地域でイベントの内容を精査し、魅力あるプログラムを実施し参加を促す。 ③町内自治会等が主催する行事に福祉施設を利用している方々を招待し、地域住民と施設利用者との交流の機会をつくる。 ④地区部会や町内自治会等が一人暮らし高齢者等を対象に、ふれあい食事サービス、ふれあい食事会等を開催し、高齢者同士の交流の機会をつくる。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	〇坂月地区部会 〇貝塚地区部会 〇更科地区部会 〇加曽利地区部会 〇結・みつわ台地区部会	
4	気軽に過ごせる場所をつくる	(5)	気軽に過ごせる居場所づくり ①地区部会等が、地域の高齢者の仲間づくりや交流の場となる「ふれあい・いきいきサロン」の内容の充実を図り、回数を増やす。 ②町内自治会が、住民が誰でも気軽に立ち寄り、おしゃべりしたり、お茶を飲んだりできる「ふれあいサロン」を定期的に実施する。 ③各自治会に活動拠点を設けることで、居場所の確保や高齢者の支援を充実させる。 ④地区部会や町内自治会等が、地域の子ども達が気軽に集まって勉強したり、自由に過ごしたりする「寺子屋」を開催する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	〇貝塚地区部会 〇桜木地区部会 〇小倉地区部会 〇白井地区部会 〇更科地区部会 〇千城台東南・金親地区部会 〇若松地区部会 〇都賀地区部会 〇千城小地区部会	
		(6)	誰も置き去りにしない社会のための交流機会の創出 ①地域の行事等で、障がいのある方の作品等を展示・販売するコーナーを設ける。 ②地域で、要支援者を対象とした交流行事等を企画し、開催する。 ③地域にある福祉施設と連携し、一緒にイベント等を企画したりして、地域住民と施設利用者との交流の機会をつくる。	
5	健康でいきいきと暮らせる地域をつくる	(7)	地域でできる介護予防・健康づくり ①町内自治会が、住民の健康維持と交流の場となる行事（ラジオ体操・健康体操等）を継続して実施する。 ②地区部会が、散歩を通して高齢者の健康維持と仲間づくりの場となる「ふれあい・散歩クラブ」を月1回以上実施する。 ③地区部会等が、認知症予防や介護予防、食生活改善等の講習会を実施する。また、自治会等が主催する場合は、そのサポートを行う。	

			④地区部会等が食生活改善推進員（ヘルスメイト）と連携し、食を通じた健康づくりのための料理教室等を実施する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○桜木地区部会 ○御成台、千城台西・北地区部会 ○26地区部会 ○千城台小地区部会	

《仕組み2》あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取組み（○は参考事例）		取組み テーマ
6	人材を発掘し活用する	(8)	活動の中核となれる人材の発掘 ①地区部会や町内自治会の広報等で、定期的に福祉活動推進員やボランティアの募集を強化する。 ②地区部会が、地域住民を対象としたボランティア講座を年1回以上実施する。 ③地区部会等で、地域活動のボランティア登録を受け付け、活動の紹介をする仕組み（人材バンク）をつくる。 ④地域で、定年を迎えた方や元気な高齢者に呼びかけ、これまで培った知識や技術等を活かし、福祉施設等でボランティア活動を行う。 重点取組地区 (地区部会エリア) ○白井地区部会 ○加曽利地区部会 ○結・みつわ台地区部会	
7	支え合う仕組みをつくる	(9)	わたしたちのまちの福祉を考える会（仮称）の設置 ①町内自治会と民生委員・児童委員や福祉活動推進員が情報交換や懇親会を定期的の実施し、地域の福祉課題を検討・共有する。 ②町内自治会内に、地域にある福祉課題について長期にわたり検討する福祉委員会等を設置する。 ③福祉委員会等で、地域にある福祉課題を把握し、支え合いの仕組みづくりについて検討する。 ④町内自治会は、民生委員・児童委員などの福祉活動関係者と情報交換や懇談会を定期的の実施し、地域の福祉課題を検討・共有する。 重点取組地区 (地区部会エリア) ○貝塚地区部会	
		(10)	助け合い活動の仕組みづくり ①地区部会や町内自治会が、地域住民の関心を高めるため、講習会・勉強会や広報紙等により身近な助けあい活動の必要性を啓発する。 ②地区部会や町内自治会が、全住民を対象に「助けあい活動」に関するアンケート調査等を実施し、地域の福祉課題を把握する。 ③地区部会や町内自治会が、日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや、家事援助等を近隣の住民同士で行う、助けあい活動を実施する。 ④民生委員・児童委員と生活支援コーディネーターや社協コミュニティソーシャルワーカー等が連携し、孤立者、困窮者等を発見し、課題解決に向けた支援を行う。	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【若葉区】

		(11)	見守り活動の仕組みづくり ①地区部会や町内自治会が地域住民の関心を高めるため、講習会・勉強会や広報紙等により身近な見守り活動の必要性を啓発する。 ②地区部会、町内自治会等が「安心カード」の配布対象者を拡大し、訪問や声かけのきっかけづくりにする。 ③地区部会や町内自治会が、全住民を対象に「見守り活動」に関するアンケート調査を実施する。 ④地区部会や町内自治会が高齢者の孤立死・孤独死、社会的孤立を未然に防ぐため、近隣住民同士が日常生活の中で無理なく行う見守り活動を実施する。	
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○桜木地区部会 ○小倉地区部会 ○都賀地区部会
		(12)	活動団体同士の連携・交流 ①地区部会と千葉市あんしんケアセンターが連携し、定期的に地域の関係団体等が課題解決に向けて話し合う場である「地域ケア会議」を設置する。 ②地域で、助けあい活動や見守り活動を実施する団体同士の情報交換や意見交換を定期的に行う。 ③地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員協議会等が情報交換や意見交換を定期的に行う。	
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○白井地区部会 ○御成台、千城台西・北地区部会 ○千城台東南・金親地区部会 ○加曽利地区部会 ○都賀地区部会 ○結・みつわ台地区部会

《仕組み3》備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取り組み（〇は参考事例）		取り組み テーマ
8	防犯・防災 意識を高め 実践する	(13)	防犯活動の実施	
			①地域で、青少年育成委員会が実施する「こども110番の家」の存在を広く周知し、登録する一般家庭やコンビニなどの事業者が増えるよう呼びかける。 ②地区部会や町内自治会が教育委員会で取り組んでいる「学校安全ボランティア（セーフティウォッチャー）」に多くの住民が参加できるよう呼びかける。 ③町内自治会等で防犯看板・のぼり旗等を設置したり、防犯パトロール隊を結成し、定期的にパトロール活動を実施するとともに、回数を増加する。 ④「振り込め詐欺」や「悪質商法」等から高齢者を守るための講座を地域で実施する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	〇貝塚地区部会 〇26地区部会	
		(14)	防災・減災活動の実施	
			①町内自治会が、自主防災組織を立ち上げる。 ②地域で、防災マップ改訂版を作成・発行する。	

			③地域で、防災訓練・救命講習、防災減災に係る講習等を定期的に順次実施する。 ④町内自治会や自主防災会が、住民向けの防災教室を年1回以上実施する。	
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
			○坂月地区部会 ○貝塚地区部会 ○白井地区部会 ○千城台小地区部会	
9	災害時の支援体制をつくる	(15)	災害時に避難できる体制づくり ①災害時において、近隣の自治会（町内会）との連携を図れるよう体制を整える。 ②避難所運営委員会について、災害発生時にスムーズに避難所を開設・運営できるよう、組織体制の充実を図る。 ③地区部会や町内自治会等が、災害時要援護者マップを作成する。 ④地区部会や町内自治会が、災害時を想定した図上訓練（「DIG（ディグ）」、「HUG（ハグ）」）を年1回以上実施する。	
			重点取組地区 (地区部会エリア)	
			○更科地区部会	

《仕組み4》必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取組み（○は参考事例）		取組み テーマ
10	身近に情報が得られ相談できる場をつくる	(16)	地域福祉に関する情報の発信 ①地区部会や町内自治会が広報紙を通じ、地域福祉に関する情報を住民に発信する。 ②地区部会や町内自治会が発行する広報誌の発行回数を増やす。 ③地域で、ホームページを作成・運営し、地域の情報を発信する。 ④地区内の社会福祉資源を含む地区生活便利帳を作成し、地区内に配布する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○坂月地区部会 ○都賀地区部会	
		(17)	相談窓口の設置や出張相談の実施 ①地区部会や町内自治会が、民生委員・児童委員と連携して、町内自治会館等で気軽に相談できる場を定期的に設ける。 ②地区部会や町内自治会が、町内自治会館等、地域内によろず相談窓口専用電話を開設し、地域住民が気軽に相談できる体制をつくる。 ③地区部会や町内自治会が、千葉市あんしんケアセンターと連携して、介護等について相談できる出張相談会を定期的に実施する。	

《仕組み5》 世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取組み（○は参考事例）		取組み テーマ
1 1	家庭や地域 で福祉のこ ころを育む	(18)	福祉のこころを育む活動の実施 ①地域と学校が連携して、学校の授業で児童・生徒に対し、福祉について学習する機会をつくる。 ②地域と学校が連携して、地域活動に児童・生徒がボランティアとして参加できる機会をつくる。 ③地区部会や町内自治会と学校が連携して、地域の高齢者と児童・生徒が昔遊びや給食会等で交流する機会をつくる。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○千城台東南・金親地区部会 ○若松地区部会	
1 2	こころのバ リアフリー を育む	(19)	誰にでもやさしい地域づくり ①町内自治会等が、高齢者や障がいのある方を交え、居住地周辺の歩道等のバリアフリー点検を行い、バリアフリーマップを作成する。 ②地区部会等が、地域住民を対象に、認知症に対する理解を深めるため「認知症サポーター養成講座」を実施する。 ③地域で、当事者グループや支援団体等と積極的に交流し、定期的に意見交換等を行う。	
1 3	福祉を学び 実践する	(20)	地域での福祉教室等の開催と活動支援 ①福祉関係者と住民が福祉に関する多様な知識・情報を学ぶ機会をつくる。 ②地区部会が、地域の介護経験者を講師として、地域住民向けに、介護について学ぶ機会をつくる。 ③地域で、住民が実際の地域活動にふれることができる体験講座を年1回以上実施する。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○都賀地区部会	

※「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。



緑区支え合いのまち推進計画（平成30～32年度）



～第4期緑区地域福祉計画～

1 基本理念

「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、

住みよいまちづくりを推進する」

～未来を築く子どもたちのために～

～明るい社会を築いてきた高齢者のために～

～障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

この基本理念は、緑区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。
地域住民が「きずな」の大切さを再認識し、手を取り合って心の通うあたたかな地域づくりを目指します。

2 基本方針（3つのキーワード）

基本理念を達成するため、第1期計画より継続してきた基本方針を踏襲しつつ、各地区部会エリアのこれまでの取り組みの中で明らかになった福祉課題や検討された解決策等を踏まえ定めたものです。

《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」・地域に暮らすすべての人が、つながりを大切にします。

《基本方針2》 緊急時の支援・対応（防犯と防災）

「安心・安全・安住」・みんなで支援し、みんなで守ります。

《基本方針3》 身近な生活支援（見守り・助け合い）

「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、積極的に働きかけます。

3 取組内容一覧

《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)		取組み テーマ
1 ふれあいの機会に対する要望の把握	1 情報の収集と共有化 住民が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を要望しているかを把握します。 自治会の回覧や地区部会の広報紙を利用し、情報をみんなで共有できるように努めます。		
	重点取組地区 (地区部会エリア)	椎名地区部会	
2 誰もが楽しく安心して住み続けるための支援	2 子ども達の集いの場の提供・情報提供 子ども達が地域で積極的に勉強ができるよう、公民館や図書館等での学び・体験学習を支援します。 また、子どもの貧困問題について、考えます。		
	重点取組地区 (地区部会エリア)	椎名地区部会 おゆみ野地区部会	
	3 高齢者が集う場の開設・拡充・情報提供 ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場の設置を推進します。 高齢者の状況を把握し、必要としている情報について関係機関（あんしんケアセンターやいきいきプラザ等）に紹介します。		
	重点取組地区 (地区部会エリア)	椎名地区部会 おゆみ野地区部会	
	4 障害者（児）が集う場の開設・拡充・情報提供 障害者（児）の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。 障害者（児）やその家族が交流できる場を作ります。 地域住民と障害者（児）やその家族と交流する機会を設け、障害に対する認識を深めるとともに、地域全体で「心のバリアフリー」を進めます。		
	重点取組地区 (地区部会エリア)	誉田地区部会 おゆみ野地区部会	
	5 子育て中の親や子どもが集う場の開設・拡充 発育、発達、しつけなど子育てへの不安や悩みなどを抱える親に対して、保健福祉センター等と協力し、相談会・講習会などを開催するよう努めます。 子育て中の親や子どもが集い、仲間づくりができる場（ふれあい・子育てサロン等）を拡充します。		
	重点取組地区 (地区部会エリア)	椎名地区部会 おゆみ野地区部会	

第5章 地域の実践（共助の実践）【緑区】

施策の方向性 (取組名)	具体的な取組 (実施内容＝解決策)	取組 テーマ
3 コミュニケーション 機会の充実	6 地域と学校との交流 児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、実践や体験を通じた福祉教育の実施に協力します。	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	椎名地区部会
	7 地域の行事への積極的参加の呼びかけ 地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	椎名地区部会
	8 家庭や地域の文化・歴史の伝承と発展 お年寄りや親を敬う気持ちを大切にします。 ふるさとの伝統行事を通じて先人の業績を学び、郷土愛を培うとともに、地域文化の担い手としての意識を醸成します。	
4 地域活動の活性化	9 子ども会の活性化 住民全体で「子どもは地域で育てる」という意識をもち、子ども会の活動に積極的に参画し、活動内容を充実させ、新規加入を促進していきます。	
	10 老人クラブの活性化 高齢者が仲間づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、サークル活動等の充実を努め、老人クラブの活性化を図ります。 また、子ども会と連携し、お互いの交流を図ります。	
	11 町内自治会の活性化 町内自治会への参加を促進し、住民の地域福祉活動への関心を高めます。	
5 地域活動拠点の整備	12 地域活動の場の確保 地域で行う様々な活動の場として、既存施設の空きスペース（空き家）等の有効活用を努め、必要に応じ公共施設の提供を市に要望します。	
6 生活環境の整備	13 生活環境の整備 高齢者や障害者の生活環境の整備の観点から、道路表面の案内表示のサイズや色の統一について、道路関係部署等に要望します。	

《基本方針2》 緊急時の支援・対応（防犯と防災）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
7 緊急時の意識啓発	14 家庭における意識啓発 家庭において、日頃から避難場所の確認や防災用品の準備等を行うよう、意識啓発に努めます。 地域全体で、住宅用火災警報装置の設置や安心安全メールの活用等、意識啓発に努めます。	
	15 地域における意識啓発 緊急時にはお互いに助け合える関係がつかれるよう、住民の意識の醸成に努めるとともに、自主防災組織単位で防災備品の充実と使用方法の訓練に努めます。	
8 地域での情報提供の充実	16 災害時避難誘導体制の充実 地域における迅速な情報伝達や救助・避難誘導が行えるよう、連絡網の作成等、支援体制の構築に努めます。	
	17 情報伝達体制の充実 日頃から、行政からの情報を正しく速やかに伝達する体制を整備しておきます。	
9 防災訓練・備蓄品などの充実	18 防災訓練の充実 地域における自主防災組織の活動の充実を図るとともに、災害時の避難場所、避難所の確認や複数避難経路設定の周知徹底に努めます。 日頃から消火器の使用方法や応急手当の方法、公民館等に設置されているAEDの使用方法について習得に努めます。	
	19 緊急時の食料、医薬品等の調達、供給体制づくり 災害発生時には、食料、水、医薬品等の緊急供給について、地域で協力体制が取れるよう努めます。	
10 ボランティアの充実	20 災害時ボランティア活動の充実 災害時に活動に従事するボランティアについて、日頃からボランティア団体の講習等に参加しネットワークを広げるなど連携に努めます。 また、災害後ストレスに対応できる傾聴ボランティアの養成に努めます。	
11 身近な防犯・犯罪被害の防止対策	21 身近な防犯、安全対策 防犯パトロールを組織し、地域単位に自主防犯活動を展開します。また、パトロール中に防犯チラシを配布し注意喚起に努めます。 町内、商店等に防犯ポスターやステッカーを掲示し、防犯意識の向上と犯罪抑止を図ります。さらに、空家のチェックリストを作成し、点検します。	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	誉田地区部会

施策の方向性 (取組名)	具体的な取組 (実施内容＝解決策)	取組 テーマ
12 関係機関との連携	22 地域諸団体、行政機関との連携 災害発生時に速やかに協力が体制が敷けるよう、日頃より地域諸団体や地域医療機関、ボランティア活動団体その他行政の関係部門との連携強化を図るよう努めます。	
13 防災組織の拠点づくり と情報共有	23 集会所等施設の活用と情報共有 町内自治会集会所、防災組織の集会所等の施設を活用し、連絡拠点の設置に努めます。 また、各地域の連絡拠点との情報交換や自主防災組織の役割分担表の集会所・避難所への表示など、緊急時の連携・協力体制の整備に努めます。	

《基本方針3》 身近な生活支援（見守り・助け合い）

施策の方向性 (取組名)	具体的な取組 (実施内容＝解決策)	取組 テーマ
14 地域住民への支援	24 助け合い活動の推進 日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや家事支援ができるような体制づくりに努めます。	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	土気地区部会 おゆみ野地区部会
	25 外出困難者への支援 地域住民の交通手段に関わる利用希望や利用状況の把握に努め、既存の社会資源を利用する等、移送サービスのシステムづくりに努めます。 また、買い物困難者への支援として、民間事業者等で行っている移動販売等の情報を広く提供するように努めます。	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	土気地区部会
	26 見守り活動の推進 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、体に障害のある方などの見守りを希望する人に対して、地域住民による訪問・声かけ等を行います。 社会的孤立を防ぐため、挨拶運動など、住民同士が日常生活の中で無理なく行える見守り活動を実施します。	
	重点取組地区 (地区部会エリア)	椎名地区部会 菅田地区部会 土気地区部会 おゆみ野地区部会
	27 健康づくり支援 健康を保持する活動を保健福祉センター・あんしんケアセンター及び地域の医療機関等の協力を得て、地域の集会やイベントの機会を利用して実施します。 ラジオ体操、シニアリーダー体操、健康ウォーキング等へ積極的に参加するしくみ作りを推進し実施いたします。	

第5章 地域の実践（共助の実践）【緑区】

施策の方向性 (取組名)	具体的な取組 (実施内容＝解決策)		取組 テーマ
	重点取組地区 (地区部会エリア)	おゆみ野地区部会	
	28 地域の課題解決に向けた連携 地域の関係諸団体・機関が連携し、課題解決に向けて話し合う場として、地域ケア会議等を開催し課題解決に努めます。		
	29 障害者（児）の家族の支援 障害者（児）を介護する家族の日常生活を支援する体制づくりに努めます。		
	30 自宅療養中の家族がいる家庭への支援 高齢者を介護する家族の日常生活を支援（介護保険適用外）する体制づくりに努めます。 認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を増やします。 児童・生徒への認知症にたいしての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催します。		
15 身近な生活支援を確立 するための取組	31 ボランティアの確保 地域住民の協力による、身近な生活支援を確立するためのボランティア確保に努めます。 子ども会・地域の小中学生を対象として、子ども達もすすんでボランティア活動に参加できるよう推進します。 元気な高齢者がボランティア活動を行える場の提供及び情報の発信に努めます。		
	重点取組地区 (地区部会エリア)	椎名地区部会エリア	



美浜区支え合いのまち推進計画

第4期美浜区地域福祉計画（平成30～32年度）



1 基本目標

みんなが主役！^{まち}こころ豊かな美浜づくり

この基本目標は、美浜区の目指すべき将来像です。

（第1期計画を策定するときに掲げられたもので、今回策定した第4期計画においても引き継いでいます。）

高齢者をはじめ、児童や障害者等すべての住民が、住み慣れた場所で自分らしい生活が継続できるような地域づくりが求められています。

こころ豊かな美浜（まち）づくりを目指し、美浜区民一人ひとりが、地域生活課題の解決のための様々な活動に自ら進んで主体的に参画することを通じて、地域での支え合いの輪がより一層広がるよう、各取組みを推進します。

2 3つの基本方針

基本目標を実現するために、3つの基本方針と12の施策の方向性を決めました。

基本方針Ⅰ 市民主体による協働のまちづくり

- 1 地域の世話役づくり
- 2 安心、見守り体制の構築

基本方針Ⅱ 誰もが暮らしやすい環境づくり

- 3 居場所、交流の場づくり
- 4 地域での身近な支え合い活動
- 5 在宅での安心した暮らしの確保
- 6 地域での健康づくり
- 7 情報発信の強化
- 8 身近な相談者の確保
- 9 地域包括ケア体制の推進
- 10 権利擁護の推進

基本方針Ⅲ 福祉を支える人づくり

- 11 福祉意識を育む
- 12 ボランティアの育成・活用

3 取組内容一覧

《基本方針Ⅰ》 市民主体による協働のまちづくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
1	地域の世話 役づくり	(1)	顔の見えるご近所づきあいの構築 誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 既存のイベントや地域資源を活用した新旧住民同士の交流機会の提供を進めます。 ② 子育てリラックス館、地域交流スペースを活用した多世代交流企画を実施します。 ③ 地域資源を利用、活用した地域交流のきっかけづくりを進めます。 ④ 「ふれあい・いきいきサロン」や「こどもフェスタ」、「ネイチャーゲーム」などの参加者を拡充し、「こどもカフェ」と連携を図りながら地域交流、多世代交流を進めます。 ⑤ 住民意識の醸成、地域のコミュニケーションの活性化のため、小中学校等と連携し、あいさつ運動を進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会	
		(2)	地域福祉を推進する団体等の交流やネットワークづくり 各地域で活動する団体等が、必要に応じてそれぞれの特性や役割を認めながら、つながりが持てるよう、団体間の交流やネットワークづくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 地域運営委員会の参加団体間で地域生活課題や情報を共有し、連携して対応できる体制づくりを進めます。	
2	安心、見守り 体制の構築	(3)	“みんなで” 支え合う「あんしん支え合いネット」の構築 地域での孤立や孤独死、児童虐待や高齢者虐待、子育て家庭の社会的孤立を防ぐため、地域に関心を持ち、地域住民どうしが助け合い、支え合い、協力できる体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 「見守りネットワーク」(安心カード／ゴミ出し支援／見守り活動／たすけあい活動)について、他の町内自治会等への普及を進めます。 ② 美浜区安心カード等、安否確認のための各種登録カードの整理や、緊急通報装置の利用促進を図ります。 ③ 「まちづくり・生活支援等に関するアンケート」結果を踏まえた各取組みの具現化を検討します。 ④ ふれあい食事サービス実施会場を、主会場のほかに数か所設け、より自宅の近くで参加できるような体制づくりを進めます。 ⑤ 福祉協力員ネットワーク活動について、引き続き、民生委員と連携を図り、新たな対象者の把握及び協力員の確保を進めます。	

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
			⑥ 認知症に対する理解促進のため、「認知症サポーター養成講座」等、地域資源を活用して開催します。 ⑦ サロン活動や見守り活動、各種イベント、美浜区安心カードなど、様々な活動や情報提供による“孤立死ゼロ”に向けた取組みを進めます。 ⑧ 「向こう三軒両隣」の関係を再構築するため、各町内自治会で開始した見守り活動を支援するとともに、未実施の町内自治会への働きかけを行います。 ⑨ 地区民生委員児童委員協議会と連携し、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らすことができるよう高齢者実態調査時に安心カードの普及に取組みます。 ⑩ 災害時要支援者名簿による見守り体制の構築について、各街区の役割について認識を深めるため、各街区懇談会を通じ啓発するとともに、千葉市の在宅支援策についての理解も深めていきます。	
			重点取組地区 (地区部会エリア) ○稲毛海岸地区部会 ○幸町2丁目地区部会 ○幸町一丁目地区部会 ○高洲・高浜地区部会 ○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会	
		(4)	防犯情報の共有・身近な防犯活動の実施 地域住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないように注意し合い、安心して生活できる体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 地域の見守り体制構築のため、“防犯パトロール”“セーフティウォッチャー”“こども110番のいえ”の担い手の確保を図ります。 ② 地域内の防犯、安全確保のため、防犯委員や青少年育成委員会と連携して防犯パトロールを実施します。	
		(5)	地域ぐるみの防災訓練、避難誘導の実施 地域住民一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時に的確な対応ができる体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 各避難所運営委員会単位で作成したマニュアルを活用した防災訓練を実施し、マニュアルの確認及び浸透を図ります。 ② 住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、町内自治会と避難所運営委員会の連携を深め、防災に対する体制の充実を図ります。 ③ 九都県市合同防災訓練に合わせ、避難所で避難所開設訓練を実施するとともに、重点実施地区で住民参加の訓練を実施します。	
		(6)	災害発生時の対応マニュアル整備 地域住民一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時に的確な対応ができるようマニュアルづくりを進めます。 〔活動内容〕 ① マニュアルの必要性を啓発すると同時に、整備済みマニュアルを開示してマニュアルづくりを進展していきます。	

《基本方針Ⅱ》 誰もが暮らしやすい環境づくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
3	居場所、交流の場づくり	(7)	町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用した交流の場づくり 町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用し、地域住民が気軽に集い、交流できる場づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 町内自治会や集合住宅の集会所、社会福祉施設などの地域資源を活用し、高齢者等が気軽に集い、交流できるサロンや茶話会などの設置を進めます。 ② 各番街集会所を活用し、気軽に情報交換や介護の相談ができるサロンの設置を進めます。 ③ 町内自治会等へのアンケートにより、サロンや茶話会等の状況を把握し、未設置地区への開設を進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幕張西地区部会 ○打瀬地区部会	
4	地域での身近な支え合い活動	(8)	子育て支援活動の推進 地域ぐるみで子育てをし、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 子育て家庭の支援を図るため、地域内の子育て支援団体等との連携を図り、子育て支援に関する情報の発信を実施します。 ② 地域で子育てを支援するため、子育てサロン等の交流の場づくりを進めます。	
		(9)	障害者や高齢者の社会参加の促進 障害者や高齢者が、地域社会で活動できる場、機会づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 閉じこもりの方への対応（確認されていない要配慮者の把握）として、地域団体が連携して調査を実施し、「見守り支援センター」等へつなげます。	
5	在宅での安心した暮らしの確保	(10)	地域での助け合い活動の推進 日常生活上のちょっとした困り事を住民どうしで助け合い、解決する、助け合い活動を進めます。 〔活動内容〕 ① 地域住民に対し安心、安定したサービス提供を可能とするため、生活支援の活動団体への支援強化を進めます。 ② 地区の支え合い活動に関する提案書を受け、各町内自治会での検討を進め、支え合い活動の立ち上げを進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○真砂地区部会 ○磯辺地区部会	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【美浜区】

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
6	地域での健康づくり	(11)	地域の保健・医療との連携による心身の健康づくり 地域にある保健医療機関と連携し、生き生きと暮らせるよう心身の健康づくりを進めます。	
		(12)	健康づくりイベント等への参加促進 気軽に楽しく取り組める心身の健康づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 100歳体操やシニアリーダー体操等、地域で行われている健康づくり教室への参加者増及び開催場所の増設を進めます。 ② スポーツセンターを活用した健康づくりイベントの実施を検討します。 ③ 健康維持、健康増進のため、地域で行われているウォーキング活動等の情報を提供し、健康づくりの促進を図ります。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○磯辺地区部会	
7	情報発信の強化	(13)	誰もが身近に得ることができ、わかりやすい情報の発信 地域福祉に関する情報を取りまとめ、身近に情報が得られるような環境づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① ホームページを通じて、各団体の活動や地域の事業、イベント等の情報提供を進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○真砂地区部会	
8	身近な相談者の確保	(14)	身近な相談機関・相談者の情報共有 誰もが気軽に相談できる窓口や相談者の情報を共有し、利用できる環境づくりを進めます。	
		(15)	外出困難な高齢者等の訪問相談の利用促進 各相談機関等の訪問相談、出張相談の利用促進により、相談しやすい環境づくりを進めます。	
9	地域包括ケア体制の推進	(16)	地域と連携した支援の推進 地域との連携の下、地域生活課題の解決に向けた取組みを進めます。 〔活動内容〕 ① 地域内の社会福祉施設や福祉関係団体と連携し、認知症カフェや在宅介護者への支援等を進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○真砂地区部会	
		(17)	介護予防の促進 高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防の取組みを進めます。 〔活動内容〕 ① 介護予防に関する講習会の開催や介護予防に効果のある体操教室などの情報提供や開催を支援します。	

第5章 地域の実践（共助の実践）【美浜区】

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
		(18)	要支援・要介護高齢者のケア体制の整備 高齢者が住み慣れた地域での生活が続けることができるよう、要支援・要介護高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 認知症徘徊模擬訓練を実施します。 ② 認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に対する理解促進を図るとともに、認知症カフェが設置されていない地区について、開設を進めます。 ③ “認知症に対する理解を深める活動”と、“認知症の方に対する支援”を分けて捉え、効果的な対策について検討していきます。 ④ 地域の医療機関との連携を図ることにより、在宅医療と介護の連携体制づくりを進めます。 ⑤ 医療介護研究会を開催し、地域包括ケア体制の構築に向けた検討を進めます。 ⑥ 地域生活課題の解決に向けて、専門機関や社会福祉施設、団体等と情報交換、連携し、顔の見える関係づくりを進めます。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町2丁目地区部会 ○打瀬地区部会	
		(19)	地域住民参加型の支え合い体制の構築 地域住民等の多様な主体が要支援高齢者に生活援助や集いの場を提供する事業を通じて、地域住民参加型の支え合い体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 安心サポート活動の充実を図り、「地域支え合い型訪問支援サービス」への移行を進めます。 ② サロン活動の充実を図り、「地域支え合い型通所支援サービス」への移行を進めます。	
10	権利擁護の推進	(20)	日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進 認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の広報、利用促進を図ります。	

《基本方針Ⅲ》 福祉を支える人づくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
11	福祉意識を育む	(21)	支え合い意識の醸成 地域で支え助け合う福祉の心を育てる活動を進めます。 〔活動内容〕 ① 地域生活課題に即した講座や研修会を開催し、超高齢社会や地域福祉等に対する意識の醸成を進めます。	

第5章 地域の取組み（共助の取組み）【美浜区】

施策の方向性		具体的な取組み		取組み テーマ
			② 地域内の社会福祉施設や福祉団体等と連携し、福祉に関する講座を開催し、福祉活動への理解促進を図ります。 ③ 高齢者と小学生との交流会や、中学生の高齢者疑似体験を通じて、地域ぐるみの福祉教育を進めます。 ④ 子ども円卓会議との連携を通じ、地域の児童・生徒の福祉意識の醸成を図るとともに、昔の暮らし体験や講座などを通じ、多世代交流を図ります。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○幸町一丁目地区部会 ○磯辺地区部会	
12	ボランティアの育成・活用	(22)	ボランティア人材の育成 地域を支えるボランティア等の担い手づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 児童・生徒や地域住民を対象としたボランティア講座を定期開催し、ボランティア人材の育成を図ります。 ② ボランティアの確保、地域生活課題に関する理解促進を図るため、社会福祉施設・団体等、地域資源と連携、活用した講座を開催します。	
		重点取組地区 (地区部会エリア)	○高洲・高浜地区部会	
		(23)	ボランティア活動への参加促進 気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくり、参加促進を図ります。 〔活動内容〕 ① 多世代の地域活動参加を促すため、様々な機会を活用し、新たな担い手の育成や発掘を図ります。 ② 地域で活動しているボランティアの情報を取りまとめ、地域での活動に役立てられるよう整備を進めます。 ③ 地域の行事などを通じて、ボランティア活動への参加の呼び掛けを進めます。	

※「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

第6章 市の取組み（公助の取組み）

1 基本目標 「ともに支えあう地域福祉社会を創る」

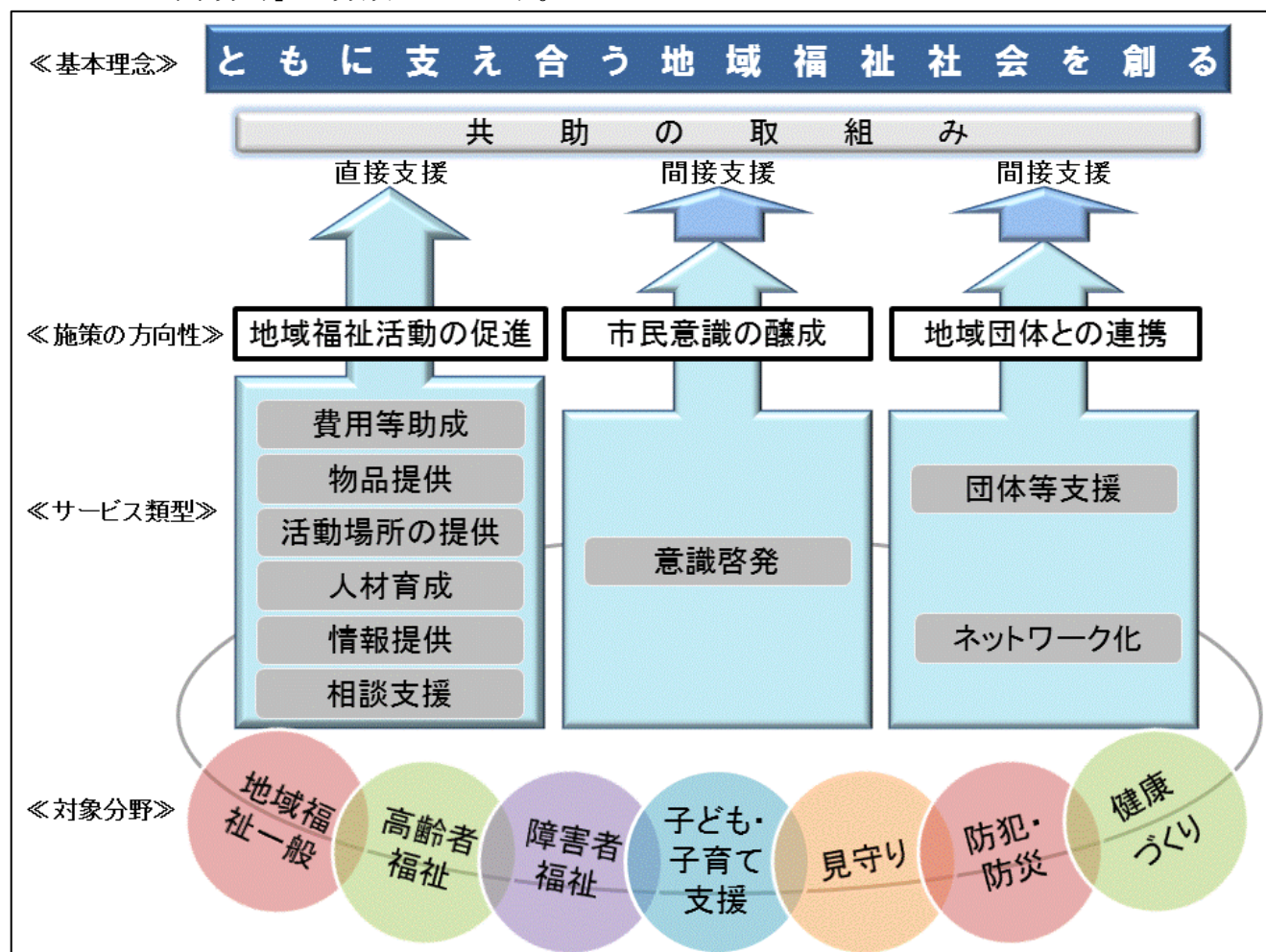
「支え合いの千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）」では、地域住民等と行政が連携・協働して支え合いの仕組みづくりを進めていき、社会情勢が大きく変化する現代においても、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、「ともに支えあう地域福祉社会を創る」という基本目標※を掲げています。

※基本目標の詳細はP17（第3章）参照

2 3つの施策の方向性

基本理念を実現するため、第6章では、市が「公助」として取り組むべき施策について、3つの方向性を示します。

この3つの方向性は、地域の取組みである「共助」との関わり方に応じて「直接支援」と「間接支援」に分類し、さらに、公助の手法の性質に応じて9つの「サービス類型」、公助の対象別に7つの「対象分野」に分類しています。



「直接支援」「間接支援」とは

地域福祉における「共助」の担い手には、地域住民、地区部会、町内自治会、民生委員、NPO、ボランティア、社会福祉事業者など多様な主体が存在し、相互に関連しながら活動しています。

第6章では、これらの活動を下支えする市の取組み（公助）について、資金提供、物品提供、活動場所の提供、スキルの提供、情報の提供、助言（相談）など、地域福祉活動に参加しようとする地域住民等に対し、直接働きかける取組みを「直接支援」と位置づけています。

また、地域福祉に対する市民意識の醸成、地域福祉の推進を目的とする団体との連携、団体同士をつなぐ取組みなど、地域福祉の気運を高め、地域住民等の活動を後押しする取組みを「間接支援」と位置づけています。

9つの「サービス類型」とは

市は、さまざまな手法で「共助」を支援しています。第6章では、これらの手法を性質ごとに9つに分類し、サービス類型ごとに掲載しています。

1	費用等助成	直接支援
2	物品提供	
3	活動場所の提供	
4	人材育成	
5	情報提供	
6	相談支援	
7	意識啓発	間接支援
8	団体等支援（運営・事業）	
9	ネットワーク化	

7つの「対象分野」とは

市の取組み（公助）を、主な対象分野ごとに次の7つに分類しています。

1	地域福祉一般※	対象者の分野
2	高齢者福祉	
3	障害者福祉	
4	こども・子育て支援	
5	見守り	活動の分野
6	防犯・防災	
7	健康づくり	

※「地域福祉一般」は、対象者を高齢者・障害者・こどもに限定しない広範な取組みです。

3 重点施策：コミュニティソーシャルワーク機能の強化

第4期計画では、今後3年間で市が特に力を入れて取り組む重点施策として「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を位置づけ、課題解決に向けて取組みを推進していきます。

【重点施策】1 コミュニティソーシャルワーカーの増員等

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
1	コミュニティソーシャルワーカーの増員等	社協コミュニティソーシャルワーカーその他のコミュニティソーシャルワークを実践する地域福祉の専門家であるコミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図るとともに、社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、地域ケア会議等と市及び市社協との連携を深め、地域生活課題の発見及び認識の共有並びに解決の方策の共同検討を図ることにより、本市のコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図ります。	地域福祉一般	地域福祉課 地域包括ケア推進課

【重点施策】2 多機関の協働による相談支援体制の包括化

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
2	多機関の協働による相談支援体制の包括化	個々の福祉分野が各々整備してきた相談支援機関をもってしても単独では解決できないような複合的な課題を抱える方を、効果的なチームアプローチで包括的に受け止められる相談支援体制の構築を図ります。	地域福祉一般	地域福祉課 地域包括ケア推進課

【重点施策】3 地域力基盤強化の支援

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
3	地域力基盤強化の支援	地域住民等による地域生活課題の発見・共有・検討・解決・評価のプロセスを担う地域力基盤体制の構築及び同プロセスの運用を、社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等のみならず、市と市社協等も一体となって、地域の実情に応じて個別具体的に支援する体制の構築を目指し、地域住民等による地域生活課題の解決力の向上の支援を図ります。	地域福祉一般	地域福祉課 地域包括ケア推進課 市民自治推進課

【重点施策】4 地域福祉の担い手の育成・拡大

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
4	地域福祉の担い手の育成・拡大	社協コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援の過程、社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等による地域資源開発、ボランティアの研修及びコーディネート、公民館等の生涯学習機関における学びを生かしたコミュニティづくり等を通じて、地域福祉の担い手の育成・拡大を図ります。	地域福祉一般	地域福祉課 地域包括ケア推進課 市民自治推進課 生涯学習振興課 (教育委員会)

4 施策の展開

【 施策の方向性 】 1 地域福祉活動の促進

[サービス類型] 1 費用等助成（直接支援）

新しく地域福祉活動を始めたり、活動を継続させるためには、机、イス、パソコン、文房具などの購入費用や、調査・研究費用が必要になる場合があります。

これら活動にかかる費用の助成や、景品などに還元できるポイント等の付与を行うことで、地域福祉の促進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
1	区地域活性化支援事業	地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、対象団体や対象事業等の応募資格を定め、審査・選考の上、交付決定した地域福祉活動団体の活動を支援します。	地域福祉一般	各区地域振興課
2	ボランティア活動補償制度	市内のボランティア団体等が安心して活動できるよう、活動中に起こった事故による死亡若しくは傷害又は損害賠償を補償します。	地域福祉一般	市民自治推進課
3	地域見守り活動支援事業	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域において新たに見守り活動を実施する団体に対し、環境の整備に必要な活動拠点の初期費用の一部を助成します。	高齢者福祉 見守り	高齢福祉課
4	市民防犯活動の支援	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
5	健康づくり事業	市内に所在する地区組織、事業所等が行う健康づくりにポイントを付与し、規定のポイントで景品や認証などのインセンティブを授与することにより生活習慣の改善を促すとともに、地域組織活動の推進による絆づくりを促進します。	地域福祉一般 健康づくり	健康支援課
6	地域支え合い型訪問支援・通所支援事業	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン、趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や NPO 法人等に対して助成します。	高齢者福祉	高齢福祉課
7	認知症カフェ設置促進	認知症になっても、本人やその家族が地域で安心して暮らしていくため、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、認知症に関する相談や情報交換ができる集いの場「認知症カフェ」を設置する団体又は個人に対して費用の一部を助成します。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
8	いきいき活動外出支援事業	高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のため民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。	高齢者福祉	高齢福祉課
9	介護支援ボランティア制度の運用	高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合に、介護保険料や介護サービス利用料などに充てることができるポイントを付与し、介護予防の促進や社会活動参加などを支援します。	高齢者福祉	介護保険管理課

第6章 市の取組み（公助の取組み）

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
10	青少年育成事業	青少年健全育成活動を行う団体が実施する青少年の健全育成事業及び広く市民に周知する参加型の事業などについて、経費の一部を助成します。	こども・子育て支援	健全育成課

[サービス類型] 2 物品提供（直接支援）

地域福祉活動は、活動の趣旨が一目で分かるような共通の帽子を身に付けたり、物品を配付したりすることで、活動を円滑に進めることができます。

必要となる物品の提供や貸し出しを行うことで、地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
11	市民防犯活動の支援 再掲	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課
12	防犯ウォーキングの推進	市民が日頃のウォーキング等を兼ねて、気軽にパトロールを実施する「防犯ウォーキング」を推進するため、専用の帽子等を貸与します。	地域福祉一般 防犯・防災	各区地域振興課
13	美浜区見守りネットワーク	協力事業者と地域全体の見守りにより、孤独死防止を目指すとともに、ひとり暮らし高齢者を対象に迅速な救急活動に資するため、安心カードを配付します。	高齢者福祉 見守り	地域振興課 （美浜区）



市社協マスコットキャラクター
「ハーティちゃん」

[サービス類型] 3 活動場所の提供（直接支援）

地域で活動していくためには、事務作業に使用する場所や会議に使用する場所、イベントを開催する場所など用途に応じた活動場所が必要になります。

これらの活動場所を確保するため、本来の活動に支障をきたさない範囲で市の施設を開放したり、民間の協力を得て地域に可能な施設を紹介します。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
14	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進	社会福祉施設について、施設の規模等を考慮して地域交流スペース等を設置するよう事業候補者に提案を行うこと等により、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所の確保を進めます。 また、地域住民等が地域福祉活動のために利用できる地域交流スペース等に係る情報の公表を進めます。	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 介護保険事業課
15	空き家の有効活用事業	空き家を地域福祉活動団体や福祉団体等の活動場所として転用するなど、空き家の利活用について検討します。	地域福祉一般	住宅政策課
16	地域づくり拠点としての公民館の活用	公民館の運営に地域が参画する制度設計を行うことで、「地域の総合交流拠点」として、地域福祉活動団体の活動を支援します。	地域福祉一般	生涯学習振興課 (教育委員会)
17	学校施設開放	小学校の空き教室などを、学校教育に支障のない範囲内において地域活動や生涯学習の場として市民利用に供します。	地域福祉一般	学校施設課
18	放課後子ども教室推進事業	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。	こども・子育て支援	生涯学習振興課 (教育委員会)

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
19	ちばし消費者応援団登録	高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。	地域福祉一般	消費生活センター
20	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。 また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。	地域福祉一般	国際交流課
21	学校体育施設開放事業	学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。	地域福祉一般 健康づくり	スポーツ振興課

[サービス類型] 4 人材育成（直接支援）

地域福祉活動を発展させていくためには、これまで地域福祉に関心がなかった人や若い世代の参加など、新しい人の発掘が必要です。

また、定年を迎えた人が様々な知識・経験を活かして、地域のボランティア活動などに参加することが期待されます。

地域福祉活動の担い手の確保と拡大に向け、人づくりに取り組みます。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
22	市民のボランティア・NPO活動参加の促進	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 (教育委員会)
23	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図ります。	地域福祉一般	生涯学習振興課 (教育委員会)
24	社会福祉セミナー	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。	地域福祉一般	地域福祉課
25	民生委員協力員	希望する民生委員に、活動を補佐する民生委員協力員を配置し、民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ります。	地域福祉一般	地域福祉課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
26	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進 再掲	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。 また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。	地域福祉一般	国際交流課
27	ゲートキーパーの養成	悩みを抱える方の「孤立・孤独」を防ぎ自殺を予防するため、悩みを抱える方のサインに気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成します。	地域福祉一般	こころの健康センター
28	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	ひきこもりに関する正しい知識と理解の促進を図る研修を実施します。また、希望者には研修修了後、サポーター名簿へ登録するとともに、地域への派遣を行います。	地域福祉一般	精神保健福祉課
29	市民防犯活動の支援 再掲	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課
30	応急手当普及啓発事業	応急手当のできるバイスタンダー※を育成することで、要援護者、社会的弱者など市民全体の生命を守り、救命率の向上を図ります。 ※bystander：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）	地域福祉一般 防犯・防災	救急課
31	ヘルスサポーターの養成	家庭や身近な地域の中で、健康づくりを実践する仲間づくりを進めるヘルスサポーター（健康づくり支援者）を養成します。	地域福祉一般 健康づくり	健康支援課

第6章 市の取組み（公助の取組み）

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
32	食生活改善推進員の養成	地域の健康づくりのために、「食」を通したボランティア活動を行う食生活改善推進員（愛称「ヘルスメイト」）を養成します。	地域福祉一般 健康づくり	健康支援課
33	生活支援コーディネーターの設置	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
34	シニアリーダー講座	介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成します。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
35	認知症サポーター養成講座	地域の町内自治会や職場、有志の集まりなどに講師が出向いて認知症についての勉強会を実施し、認知症について正しい知識と理解を身につけた認知症サポーターを養成します。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
36	認知症介護研修	認知症に対する正しい知識や介護方法を学べる講座を開催し、地域において認知症の方を支援する人材を育成します。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
37	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害に対する基本的な知識と理解の促進を図るため、障害者福祉センター及び療育センター（ふれあいの家）において、手話、点字、ガイドボランティア等の講習会を開催します。	障害者福祉	障害福祉サービス課
38	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神保健福祉や精神障害に関する講座を開催し、精神保健福祉ボランティアとして活動する人材を育成します。	障害者福祉	こころの健康センター

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
39	ファミリー・サポート・センター事業	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。	こども・子育て支援	幼保支援課
40	学校セーフティウォッチ	地域住民や保護者が登下校時を中心に「学校セーフティウォッチャー」として見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア活動を推進します。	こども・子育て支援 見守り	学 事 課 (教育委員会)

[サービス類型] 5 情報提供（直接支援）

多様化・複雑化する地域生活課題に取り組み、地域福祉を促進していくためには、地域住民等自身が情報を活用していく必要があります。

保健、福祉、ボランティアなど地域福祉活動を行う上で役立つ情報を充実させます。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
41	市政出前講座	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に向いて「出前講座」を行います。	地域福祉一般	広報広聴課
42	地域福祉に関する情報提供	各区支え合いのまち推進協議会における事例紹介や各区支え合いのまち推進協議会が発行する推進協だより、また、多様な媒体を活用した本計画の周知により、地域福祉に関する情報を提供します。	地域福祉一般	地域福祉課
43	ボランティアに関する情報の発信	ボランティアデータベース「ちばぼら」をはじめ、ボランティア関係機関である、千葉市国際交流協会、千葉市ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市民活動支援センター等でボランティア情報を発信します。	地域福祉一般	地域福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 (教育委員会)
44	市民のボランティア・NPO活動参加の促進 再掲	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 (教育委員会)

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
45	公益活動団体の連携促進	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。	地域福祉一般	市民自治推進課
46	コミュニティビジネスの支援	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。	地域福祉一般	産業支援課
47	ちばし消費者応援団登録 再掲	高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。	地域福祉一般	消費生活センター
48	空き家の有効活用事業 再掲	空き家を地域福祉活動団体や福祉団体等の活動場所として転用するなど、空き家の利活用について検討します。	地域福祉一般	住宅政策課
49	交通安全対策	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課
50	地域防犯ネットワークの推進	市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーカーに配信する、ちばし安全・安心メールを実施します。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課

第6章 市の取組み（公助の取組み）

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
51	避難行動要支援者への対応	介護認定を受けるひとり暮らし高齢者や障害者等、災害時の避難行動に支援を要する方に関する情報を、市と自主防災組織・町内自治会等が共有するなど、支援体制づくりを進めます。	地域福祉一般 防犯・防災	防災対策課
52	運動イベントの実施	運動イベントを通じて、住民が自身の健康状態や身体能力に気付き、生活習慣改善のきっかけとなるような情報の提供と、地域の福祉活動の推進を支援します。	地域福祉一般 健康づくり	健康支援課
53	生活支援コーディネーターの設置 再掲	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
54	認知症施策の推進	認知症に関する正しい知識・理解の普及、早期発見・早期対応を図るため、認知症の進行に伴い生じてくる症状や医療・介護サービスなどの情報をまとめた「標準的な認知症ケアパス」を作成し、配布します。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
55	くらしの巡回講座の実施	高齢者・障害者の見守り活動を行っている団体や、その他15人以上から構成される団体等の希望する日時・場所・内容で、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法等消費生活に関する講座を実施することにより、消費者被害の防止等に係る啓発を行います。	高齢者福祉 障害者福祉 見守り	消費生活センター

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
56	障害者差別解消の推進	平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行にあわせて開所した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。	障害者福祉	障害者自立支援課
57	障害者への情報保障	地域福祉活動団体が講演会などを企画する際、聴覚障害者への筆談や手話、視覚障害者への読み上げや拡大文字の使用など、可能な限り障害者本人の希望に沿った対応を行う「合理的配慮」について情報提供します。	障害者福祉	障害者自立支援課
58	子育てサークルの支援	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。	こども・子育て支援	健康支援課
59	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	公民館で活動している子育てサークルや子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、気軽に相談できる子育てサポーターを派遣します。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。	こども・子育て支援	生涯学習振興課 （教育委員会）

[サービス類型] 6 相談支援（直接支援）

さまざまな困りごとを抱える市民に寄り添い、一人ひとりの状況に合わせて支援していくことで、地域で安心して暮らし続けられる体制をつくるとともに、地域住民等が、地域の中で支援を必要とする人を発見し、必要な支援につなぐことができるよう相談体制の強化を図ります。

なお、個別の相談機関については、資料編（P★～）に掲載しています。

No.	事業・施策名	内 容	対象分野	担当課
60	生活自立・仕事相談センターの充実	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。	地域福祉一般	保 護 課
61	ひきこもり地域支援センターの設置	ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談・支援を行います。	地域福祉一般	精神保健福祉課
62	自殺予防に向けた意識啓発	自殺の予防に向けた啓発活動を通じて、地域住民等が悩みを抱える方に気づき、声をかけ、話を聴いて相談窓口へつなげる活動を支援します。	地域福祉一般	地域福祉課
63	高齢者虐待への対応	あんしんケアセンターを窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取り組みを行います。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
64	障害者虐待への対応	障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者を支援します。	障害者福祉	障害者自立支援課

No.	事業・施策名	内 容	対象分野	担当課
65	児童虐待・DVへの対応	民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。 また、児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所
66	成年後見制度の利用促進	認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して自立した生活ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。	高齢者福祉 障害者福祉	地域包括ケア推進課 障害者自立支援課
67	未成年後見制度の利用促進	子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所

【 施策の方向性 】 2 市民意識の醸成

[サービス類型] 7 意識啓発（間接支援）

地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が福祉に対する理解や関心を深め地域福祉活動に参加するよう、さまざまな学習や体験を通して共に支え合う福祉の心を育むことが必要です。

地域住民等が福祉への理解や関心を向上させることができるよう、啓発活動を推進していきます。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
68	市政出前講座 再掲	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に出向いて「出前講座」を行います。	地域福祉一般	広報広聴課
69	市民のボランティア・NPO活動参加の促進 再掲	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 (教育委員会)
70	社会福祉セミナー 再掲	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。	地域福祉一般	地域福祉課
71	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育	総合的な学習の時間等における福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、自他を認め合い、尊重し合う資質や能力、態度の育成に努めます。	地域福祉一般	教育指導課 (教育委員会)

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
72	自殺予防に向けた意識啓発 再掲	自殺の予防に向けた啓発活動を通じて、地域住民等が悩みを抱える方に気付き、声をかけ、話を聴いて相談窓口へつなげる活動を支援します。	地域福祉一般	地域福祉課
73	人権週間等における人権啓発活動	人権週間（12月）等における啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。	地域福祉一般	男女共同参画課
74	交通安全総点検	安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。	地域福祉一般	各区地域振興課
75	交通安全対策 再掲	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。	地域福祉一般 防犯・防災	地域安全課
76	運動イベントの実施 再掲	運動イベントを通じて、住民が自身の健康状態や身体能力に気付き、生活習慣改善のきっかけとなるような情報の提供と、地域の福祉活動の推進を支援します。	地域福祉一般 健康づくり	健康支援課
77	くらしの巡回講座の実施 再掲	高齢者・障害者の見守り活動を行っている団体や、その他15人以上から構成される団体等の希望する日時・場所・内容で、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法等消費生活に関する講座を実施することにより、消費者被害の防止等に係る啓発を行います。	高齢者福祉 障害者福祉 見守り	消費生活センター

第6章 市の取組み（公助の取組み）

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
78	美浜区見守りネットワーク 再掲	協力事業者と地域全体の見守りにより、孤独死防止を目指すとともに、ひとり暮らし高齢者を対象に迅速な救急活動に資するため、安心カードを配付します。	高齢者福祉 見守り	地域振興課 （美浜区役所）
79	障害者週間における啓発活動	障害者週間（12月）にあわせて障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ります。 また、同大会において障害者への理解促進をテーマにした作文及びポスターの最優秀賞受賞者を表彰します。	障害者福祉	障害者自立支援課
80	福祉講話の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、市内の小学校等において、障害者本人が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、障害者スポーツ関係者によるスポーツ・レクリエーションや手話などの体験学習を通じて障害者と交流を深めることにより、障害及び障害者への理解を促進します。	障害者福祉	障害者自立支援課
81	障害者差別解消の推進 再掲		障害者福祉	障害者自立支援課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
82	障害者スポーツ大会等の開催	障害者の社会参加や理解促進はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、身体障害者スポーツ大会やゆうあいピックの開催、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などを実施します。	障害者福祉	障害者自立支援課
83	児童福祉週間における啓発活動	児童福祉週間（5月）等における啓発活動を通して、地域とともに、子どもの福祉についての関心と理解を深めます。	こども・子育て支援	こども家庭支援課
84	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動における啓発活動	「児童虐待防止推進月間（11月）における啓発活動及び女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）を通じて、児童虐待及びDV問題についての関心と理解を深め、児童虐待及びDV防止に向けた協力を呼びかけます。」	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所
85	高齢者虐待への対応 再掲	あんしんケアセンターを窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取り組みを行います。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
86	障害者虐待への対応 再掲	障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者を支援します。	障害者福祉	障害者自立支援課

第6章 市の取組み（公助の取組み）

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
87	児童虐待・DVへの対応 再掲	民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。 また、児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所
88	成年後見制度の利用促進 再掲	認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して自立した生活ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。	高齢者福祉 障害者福祉	地域包括ケア推進課 障害者自立支援課
89	未成年後見制度の利用促進 再掲	子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。	こども・子育て支援	こども家庭支援課 児童相談所

【 施策の方向性 】 3 地域福祉活動団体との連携

【サービス類型】 8 団体等支援（運営）（間接支援）

地域には、住民同士の助け合い・支え合いを目的として設立された団体や、自主的な地域運営を目的に設立された団体、地域福祉の推進を目的として設立された団体などがあります。

これらの団体の運営を支援し、活動を活発にすることで地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
90	市社協の活動支援	地域福祉の推進を図ることを目的とする市社会福祉協議会がその役割を十分に果たせるよう、法人運営の支援や各種事業に対する助成を行います。	市社協	地域福祉一般	地域福祉課
91	地域運営委員会の支援 再掲	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。	地域運営委員会	地域福祉一般	市民自治推進課
92	地区部会活動の支援	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、区計画に基づく地域の取組み推進の中心的役割を担う地区部会の活動を支援します。	社協地区部会	地域福祉一般	地域福祉課
93	自主防災組織の育成	町内自治会等が自主防災組織を設置する際の機材供与や、自主防災組織が実施する防災訓練、機材購入・賃借の際に助成します。	自主防災組織	地域福祉一般 防犯・防災	防災対策課

第6章 市の取組み（公助の取組み）

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
94	避難所運営委員会の設立促進及び活動支援	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となった避難所運営委員会の設立を促進します。 また、避難所運営委員会の活動を支援するため、訓練や会議等に要する経費を補助します。	避難所運営委員会	地域福祉一般 防犯・防災	防災対策課
95	シルバー人材センターの充実	高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実、健康づくりと福祉の増進を図るため、市民や企業に対して、千葉市シルバー人材センターのPRを積極的に行います。	シルバー人材センター	高齢者福祉	高齢福祉課
96	身体障害者連合会への支援	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。	身体障害者連合会	障害者福祉	障害者自立支援課

[サービス類型] 9 団体等支援（事業）（間接支援）

地域で活動する団体は、住民が安心して暮らしていくための生活援助や見守り、高齢者の生きがいづくり、障害者への理解促進、こども・子育て支援、ボランティア活動の促進など、地域福祉の推進に欠かせない取組みを進めています。

これらの団体の事業を支援したり、団体等と協定締結したり、活動に対して認証を与えること等により団体の活動を円滑にし、地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
97	ボランティア活動の促進	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉市ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。	市社協	地域福祉一般	地域福祉課

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
98	福祉教育の推進	市社協が行う福祉教育推進のための各種事業を支援します。	市社協	地域福祉一般	地域福祉課
99	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進 再掲	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。 また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。	国際交流協会	地域福祉一般	国際交流課
100	ちばし消費者応援団登録 再掲	高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。	登録団体	地域福祉一般	消費生活センター
101	民間等との包括提携協定	UR都市機構や民間企業、研究機関、大学等と包括的に連携し、高齢者や子育て世帯等に配慮したまちづくりの推進や市民サービスの向上・地域の活性化を図ります。	民間企業等	地域福祉一般	政策企画課 政策調整課 経済企画課
102	地域運営委員会の支援 再掲	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。	地域運営委員会	地域福祉一般	市民自治推進課

第6章 市の取組み（公助の取組み）

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
103	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実に努めます。	民生委員・児童委員	地域福祉一般 見守り	地域福祉課
104	災害時におけるボランティア体制の整備	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協が設置する災害ボランティアセンターの運営について、支援体制の整備を行います。	市社協	地域福祉一般 防犯・防災	地域福祉課
105	孤独死防止通報制度の運用	日常的に地域を回っているライフライン事業者や配達事業者等の協力により、高齢者宅等の異変を通報してもらい孤独死・孤立死の防止を図ります。	民間企業	地域福祉一般 見守り	地域福祉課
106	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	民生委員や町内自治会など地域による見守り活動に加え、民間企業とも連携し高齢者の見守り支援の強化を図ります。	民間企業	高齢者福祉 見守り	高齢福祉課
107	日常生活自立支援事業・法人後見事業への支援	高齢や障害のために日常生活に支障が出ている方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市社協が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の実施を支援します。 また、法人として成年後見等の業務を受任する「法人後見事業」の実施を支援します。	市社協	高齢者福祉 障害者福祉	地域福祉課
108	老人クラブ活動の充実強化	高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進させるため、老人クラブの実施する各種事業、リーダーを育成するための指導者研修等を支援します。	老人クラブ	高齢者福祉	高齢福祉課

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
109	買い物支援サービスの推進	市社協が市内の社会福祉施設や町内自治会、企業と連携して実施する、高齢者の買い物支援サービスについて、広報等の支援をします。	市社協	高齢者福祉	高齢福祉課
110	障害者の就労支援	一般就労を希望する障害者に対して、就職前に企業等で一定期間の実習を行う障害者職場実習事業を実施するなど、就労を希望する障害者を支援します。 また、実習先の企業を確保するため、障害者職業能力開発プロモーターが開拓してきた企業等へ打診するなど、企業に対して、障害者の就労機会を増やす働きかけをします。	民間企業	障害者福祉	障害者自立支援課
111	身体障害者連合会への支援 再掲	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。	身体障害者連合会	障害者福祉	障害者自立支援課
112	障害者福祉団体への支援	本市に住所を有する障害児又はその保護者及び関係者で組織された障害者福祉団体（精神障害者家族会を除く）が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上や地域社会への参加を促進します。	障害者福祉団体	障害者福祉	障害者自立支援課

第6章 市の取組み（公助の取組み）

No.	事業・施策名	内容	支援先	対象分野	担当課
113	精神障害者家族会への支援	精神障害者家族会が行う研修や相談事業に対し補助金を交付することにより、家族会の運営を支援するとともに、精神障害への正しい理解の促進を図ります。	精神障害者家族会	障害者福祉	精神保健福祉課
114	青少年育成委員会への支援	青少年健全育成を目的とし、地域の危険箇所の点検、こども 110 番のいえ事業、レクリエーションやスポーツ活動、研修会、環境浄化活動や補導活動、あいさつ運動等の事業を行う中学校区青少年育成委員会に対して、補助金を交付します。	青少年育成委員会	こども・子育て支援	健全育成課

[サービス類型] 8 ネットワーク化(間接支援)

地域には、住民や地区部会、町内自治会、民生委員、NPO、ボランティア、社会福祉事業者など地域福祉を推進する多様な主体がいます。これらの主体は、互いに連携することで活動を発展させたり、支援を必要とする人の課題に合った対応が可能となります。

これらの主体同士をつないだり、支援する人と支援を必要とする人をつなぐ取り組みを推進することで、地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
115	市民のボランティア・NPO活動参加の促進 再掲	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	地域福祉一般	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 (教育委員会)
116	公益活動団体の連携促進 再掲	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。	地域福祉一般	市民自治推進課
117	コミュニティビジネスの支援 再掲	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。	地域福祉一般	産業支援課
118	地域運営委員会の支援 再掲	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。	地域福祉一般	市民自治推進課

第6章 市の取組み（公助の取組み）

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
119	生活支援コーディネーターの設置 再掲	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。	高齢者福祉	地域包括ケア推進課
120	SOS ネットワーク	認知症高齢者が徘徊により行方不明となった場合に、警察と市関係機関等によるネットワークを活用するほか、家族等の申し出によりSNSやメール、防災行政無線等を通じて地域住民等と情報共有を図り、早期発見につなげます。	高齢者福祉 見守り	地域包括ケア推進課
121	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	地域の教育力を生かし、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化を図る、学校支援地域本部事業等を推進します。 ※磯辺小学校地区、磯辺中学校地区をモデル地区として実施。	こども・子育て支援	学 事 課 (教育委員会)
122	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	子どもたちの地域に対する愛着を育むため、学校・家庭・地域が連携して過ごしやすいまちづくり事業を推進します。	こども・子育て支援	教育指導課 (教育委員会)
123	放課後子ども教室推進事業 再掲	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。	こども・子育て支援	生涯学習振興課 (教育委員会)
124	こどもカフェの運営	子どもに信頼される大人が見守る中で、気軽に話をしたり、一緒に勉強したり、また仲間と遊んだりすることができるなど、子どもたちにとって安心安全な居場所を運営します。	こども・子育て支援	こども企画課

No.	事業・施策名	内容	対象分野	担当課
125	子育てサークルの支援 再掲	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。	こども・子育て支援	健康支援課
126	保育所(園)・認定こども園地域活動事業	市内すべての認可保育所(園)において、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。	こども・子育て支援	幼保運営課
127	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業 再掲	公民館で活動している子育てサークルや子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、気軽に相談できる子育てサポーターを派遣します。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。	こども・子育て支援	生涯学習振興課 (教育委員会)
128	ファミリー・サポート・センター事業 再掲	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。	こども・子育て支援	幼保支援課

第7章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策

「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合う地域社会をつくるには、市民と行政が共通認識・共通目標を持ち、それぞれの特性を生かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。

本計画では、「共助」を実施する主体を地域住民・地域団体等と位置付け、社協地区部会が共助を実施する様々な主体と連携・調整を図りながら、地域活動の把握や促進等を行い、区計画に基づく取組みを推進することとしています。

また、「自助・共助」を支援する主体として市を、「自助・共助」を支援するとともに「共助」を実施する主体として市社協を、それぞれ位置付けています。

「共助」に関する取組みについては、内容の種別や重要性・必要性などを考慮して9のテーマに分類・整理しました。

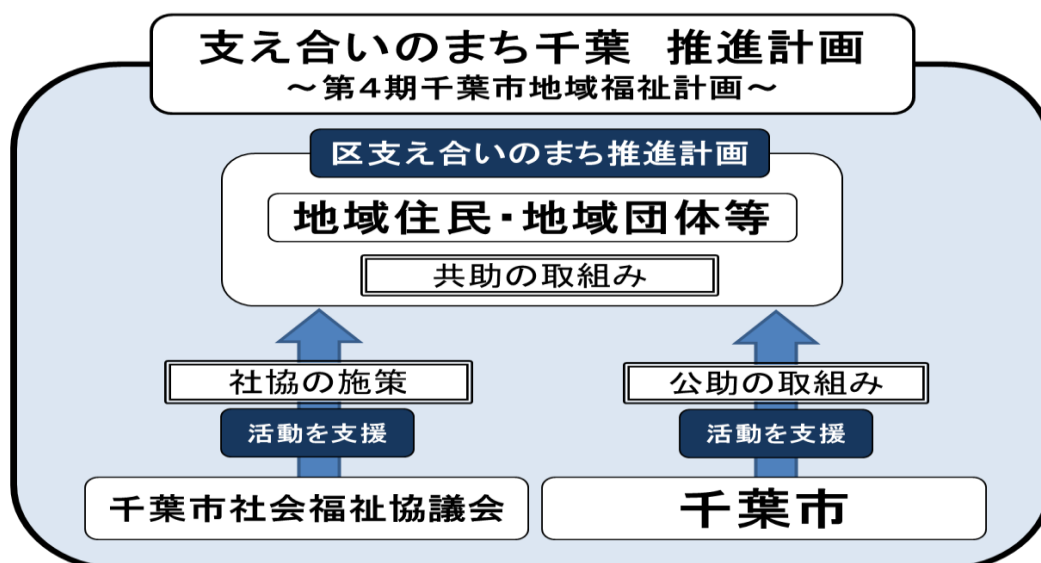
第7章では、地域、市社協、市がどのように連携して地域福祉を推進していくのかを示すため、9のテーマごとに3者の取組みの関係を整理しています。

【9つの取組みテーマ】

地域で必要と考えられる共助に関する取組みを、9のテーマに分類・整理

- | | | |
|---------------------------|-------------|----------------|
| 1 交流の機会創出と社会参加の促進 | 2 健康づくり | 3 相談体制と情報提供の充実 |
| 4 要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化 | 5 見守り体制の構築 | |
| 6 防犯に対する取組み | 7 防災に対する取組み | 8 福祉教育・啓発 |
| 9 人材確保とボランティア活動の促進 | | |

【地域・市社協・市の施策の関係(イメージ)】



例)【取り組みテーマ 5】見守り体制の構築

少子超高齢化や核家族化の進行に伴い、身近な地域での見守り体制構築については、社会的にも共通の課題として認識されています。

見守り活動や安否確認活動は、地域で取り組む支え合い活動の中でも基礎的な活動であり、すでに地域でも積極的に行われているところですが、さらに活動が全市的に広がるよう、活動主体となりうる個人や地域福祉活動団体に呼びかけを行い、その活動を支援していきます。

また、一人暮らし高齢者や障害者など、見守られる側に配慮した見守りの方法を検討するなど、内容面での充実を目指します。

	取り組み・事業	内容
(例) 中央区	見守り体制をつくる	○ 取組めていない地区においては、見守り活動への理解と必要性について講習会や勉強会を開催し、啓発活動に努める。(住民アンケート調査、見守り希望者・見守り協力者を把握する) ○ 地区部会や町内自治会等が、「あんしんカード」を作成、配布するか「中央区ふくし・防災ガイド&マップ」の「あんしんカード」記載を働きかけ、内容の更新を定期的に行う。 ○ 地域の中で支援を必要とする人(高齢者や障がい者など)の意向を尊重しながら、住民同士が日常生活の中でさりげない見守り活動を実施する。
		重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 都地区部会 ○ 中央東地区部会 ○ 西千葉地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 松ヶ丘地区部会 ○ 川戸地区部会 ○ 千葉みなと地区部会
市社協	見守り活動の推進	地区部会が地域の各種団体・機関とのネットワーク化を図り、ひとり暮らし高齢者等に対して、日常的な見守りや声かけによる安否確認等、安心して地域で暮らせるような仕組みづくりが行えるよう、活動を支援します。
(例) 千葉市	地域見守り活動支援事業	ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域において新たに見守り活動を実施する団体に対し、環境の整備に必要な活動拠点の初期費用の一部を助成します。
	美浜区見守りネットワーク	協力事業者と地域全体の見守りにより、孤独死防止を目指すとともに、ひとり暮らし高齢者を対象に迅速な救急活動に資するため、安心カードを配付します。
	地域運営委員会の支援	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します
	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実にも努めます。

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域の体制

各地域において取組みを進めるにあたっては、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、地域の中核としての役割を担います。

社協地区部会が、町内自治会、地域運営委員会、青少年育成委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、学校・PTA、社会福祉事業者等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みを推進していきます。

また、区推進協は、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討を行い、区計画全体を推進する役割を担います。

(2) 市の体制

福祉・保健などの対象別の個別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、防犯、防災、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

本市では、庁内横断的な組織として、「地域共生社会推進事業部」が設置されており、その内部組織である「地域力向上班」において、住民主体による地域生活課題の解決力を高める体制づくりを構築することで、地域力を向上させる具体的な方策を検討し、実践に移すことで、本計画の推進を後押しします。

また、本計画においては、地域の取組み（区計画）の支援を市の役割として位置付けており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所、保健福祉センター）が市社協の区事務所と連携して、区推進協の開催や地域活動に対する助言・相談対応などを実施します。

(3) 千葉市社会福祉協議会との連携

市社協は、市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、社協地区部会・ボランティア団体等の活動を育成、調整する主体として、重要な役割を果たしています。

本計画においても、市と市社協を共に区計画（地域の取組み）を支援する主体として位置付けていることから、両者が連携して地域福祉の充実に取り組んでいくことが必要です。

とりわけ、実際に地域に入って活動する市社協コミュニティソーシャルワーカーとの情報共有を密接にし、地域のニーズを的確にとらえていく必要があります。

市は、市社協が今後も幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるよう支援するとともに、本計画と市社協が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、事業や施策の検討・推進について協働で取り組みます。

（４）区支え合いのまち推進協議会

区計画の推進を目的として、情報の収集や議論・意見交換を通じ、地域の生活課題や成果事例の共有、計画の進捗確認や推進方法の検討などを行う合議体です。

社協地区部会等の地域福祉活動団体や社会福祉事業者などから選任された委員及び公募の委員で構成され、主に次に掲げる事項を所掌します。

- ① 区支え合いのまち推進計画に関する広報
- ② 地域福祉に関する情報収集、活動団体間の情報交換・連絡調整
- ③ 区支え合いのまち推進計画に位置付けられている取組みの推進状況の確認・評価

（５）千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

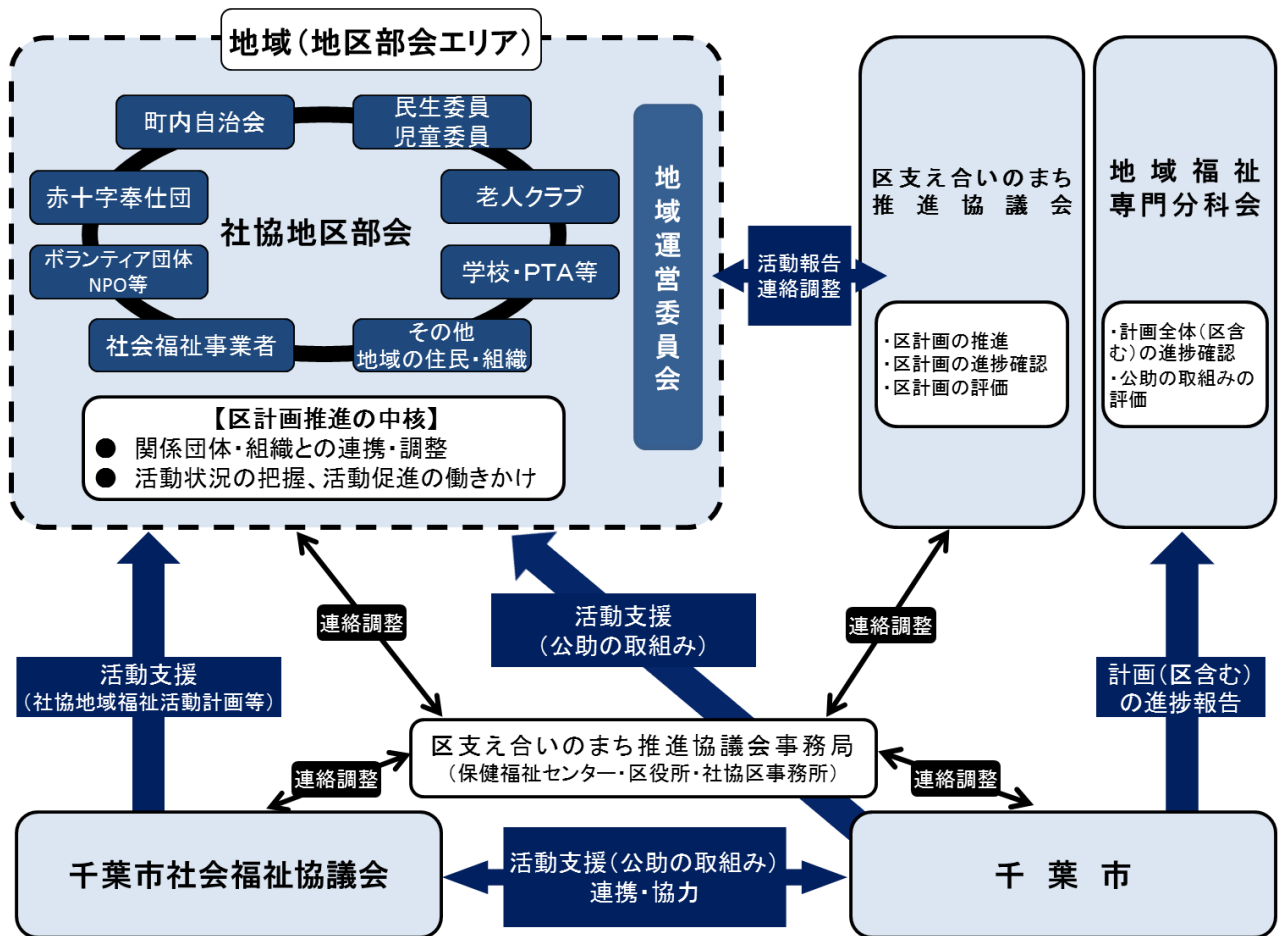
社会福祉事業者及び学識経験者等で構成され、地域福祉に関する事項を調査審議する本市の附属機関です。

専門分科会では、本計画の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進や本計画の進捗状況や評価についての検討・審議を行います。

2 計画の推進状況の検証

- 本計画の策定趣旨を踏まえ、地域に関わる様々な皆さんの意見を反映させながら計画を推進するため、専門分科会と各区推進協において、それぞれ計画の進捗確認及び評価を行います。
- 「第5章 地域の取組み（共助の取組み）」の取組みについては、区推進協が、社協地区部会から随時エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証します。
また、市が年度ごとに、各区推進協で取りまとめられた区計画の推進状況を、専門分科会へ報告します。
- 「第6章 市の取組み（公助の取組み）」の施策については、専門分科会が、市から年度ごとに実施状況の報告を受け、それに基づき成果と課題について検証します。

【「支え合いのまち千葉 推進計画」の推進体制のイメージ】



資 料 編

I	社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧	
II	区支え合いのまち推進協議会委員一覧	
III	掲載事業一覧（第6章 市の取組み）	
IV	保健福祉相談窓口一覧	
V	各種統計データ等	
	（1）区別データ	
	（2）社協地区部会一覧	
	（3）市内施設等一覧	
VI	地域福祉に関するアンケート調査結果	
VII	市民意見	
VIII	地域見守り・助け合いスタートガイド	
IX	その他	

[※ データ等は最新のものを掲載します。]